

桑名市総合運動公園プール整備・運営事業
要求水準書
【修正版】

令和5年8月22日

令和5年10月19日

桑名市

目次

1	要求水準書の位置づけ	1
2	本施設の整備・運営の基本方針	1
	(1) 本施設の基本方針	1
	(2) 本施設の整備方針	1
	(3) 本施設の管理運営方針	1
3	本事業の概要	2
	(1) 本事業の名称	2
	(2) 本事業の対象となる公共施設の名称及び種類	2
	①名称	2
	②種類	2
4	本事業の内容	2
	(1) 事業方式	2
	(2) 本事業の範囲	2
	①設計業務	2
	②建設業務	2
	③工事監理業務	2
	④開業準備業務	3
	⑤維持管理業務	3
	⑥運營業務	3
	⑦提案事業・自主事業実施業務	3
	⑧統括管理（プロジェクトマネジメント等）業務	3
	(3) 事業期間	4
	(4) 事業スケジュール	4
	(5) 施設概要等	4
	①整備エリア（本施設の整備用地）	4
	②施設構成（計画概要）	5
5	遵守すべき法制度等	6
	(1) 法令等	6
	(2) 県・市条例	7
	(3) 規格等	7
	(4) 参考仕様書・参考基準	7
6	施設の機能及び性能等に係る基本要件	8
	(1) 施設整備に係る要件	8
	①整備エリア（本運動公園）の敷地条件等	8
	②インフラの条件	8
	③建物の規模・構造の要件	8
	(2) 管理運営に係る要件	9

①本施設及び関連する施設の開館日・開館時間	9
②利用料金	9
7 施設整備に関する要求水準	10
(1) 共通事項	10
(2) 全体計画	12
(3) 整備エリアの要求水準	13
(4) 用途別の要求水準	14
①プールエリア（温水プール）	14
②共用エリア	17
③管理エリア	19
④提案施設	19
⑤外構等	20
(5) サイン計画の要求水準	20
(6) 構造計画の要求水準	21
(7) 設備計画の要求水準	21
①基本事項	21
②電気設備	22
③空気調和設備	23
④給排水衛生設備	24
(8) 備品計画の要求水準	25
8 設計業務に関する要求水準	26
(1) 業務の対象	26
(2) 業務期間	26
(3) 本事業特有の配慮事項	26
(4) 設計体制及び責任者の設置	26
(5) 設計業務計画書の提出	26
(6) 設計内容の協議等	26
(7) 進捗状況の管理	27
(8) 設計の変更について	27
(9) 業務の報告及び設計図書等の提出	27
(10) 開発許可及び確認申請等	29
(11) 起債関係書類及び国庫補助金申請関係書類等の作成	29
9 建設業務に関する要求水準	30
(1) 業務の対象	30
(2) 業務期間	30
(3) 本事業特有の配慮事項	30
(4) 着工前の業務	30
①各種申請業務	30

②近隣調査及び準備調査等	30
③着工時に提出する計画書	30
(5) 建設期間中の業務	31
(6) 建設業務に係る提出書類等	32
10 工事監理業務に関する要求水準	33
(1) 業務の対象	33
(2) 監理業務の内容	33
①現場への技術者の派遣	33
②詳細図の作成	33
③材料、仕様、機器類及び色等の検討	33
④施工図の検査、承認	33
⑤工事の指示	33
⑥追加、変更工事の処理	33
⑦出来形検査及び市の完成確認等への協力	33
⑧その他工事監理に必要な業務	33
(3) 工事監理体制の報告等	34
(4) 工事監理業務計画書の提出	34
(5) 工事監理者の遵守事項	34
(6) 書類の整理	35
(7) 工事監理業務完了時の提出資料	35
11 開業準備業務に関する要求水準	36
(1) 開業に向けた準備業務	36
(2) 開館式典の開催支援	36
12 維持管理業務に関する要求水準	37
(1) 基本要件	37
①業務の対象	37
②業務期間	37
③業務の区分	37
④業務仕様書	38
⑤年度業務報告書	38
⑥業務遂行上の留意事項	38
(2) - 1 建築物保守管理業務	39
①業務の対象	39
②要求水準	40
(2) - 2 建築設備保守管理業務	40
①業務の対象	40
②要求水準	40
(2) - 3 外構等保守管理業務	41
①業務の対象	41

②要求水準.....	41
(2) - 4 清掃業務.....	41
①業務の対象.....	41
②要求水準.....	41
(2) - 5 警備業務.....	43
①業務の対象.....	43
②要求水準.....	43
(2) - 6 什器・備品等保守管理業務.....	43
①業務の対象.....	43
②要求水準.....	43
(2) - 7 環境衛生管理業務.....	44
①業務の対象.....	44
②要求水準.....	44
(2) - 8 修繕業務.....	45
①業務の対象.....	45
②要求水準.....	45
1 3 運營業務に関する要求水準.....	46
(1) 基本要件.....	46
①業務の対象.....	46
②業務期間.....	46
③業務の区分.....	46
④業務仕様書.....	46
⑤年度業務計画書.....	46
⑥年度業務報告書.....	46
⑦業務遂行上の留意事項.....	47
(2) - 1 プール運營業務.....	49
①業務の対象.....	49
②要求水準.....	49
(2) - 2 学校の水泳授業に関する運營業務.....	50
①業務の対象.....	50
②要求水準.....	50
(2) - 3 共用エリア運營業務.....	51
①業務の対象.....	51
②要求水準.....	51
(2) - 4 総合管理業務.....	51
①業務の対象範囲・内容.....	51
②要求水準.....	51
(2) - 5 スポーツ推進・健康増進事業.....	53
①対象範囲・内容.....	53
②要求水準.....	53

1 4	提案事業・自主事業実施業務の要求水準	54
(1)	提案事業	54
①	対象範囲・内容	54
②	要求水準	54
(2)	自主事業（収益事業）	54
①	対象範囲・内容	54
②	要求水準	54
1 5	統括管理（プロジェクトマネジメント等）業務の要求水準	55
(1)	事業全体の統括管理	55
(2)	市によるモニタリング・事業者によるセルフモニタリング	55
(3)	保険	56
(4)	施設整備に係る瑕疵担保責任	56
1 6	本事業実施にあたってのその他の要求水準	57
1 7	本施設と相乗効果が見込める独創的な自由提案の要求水準	58
(1)	対象範囲・内容	58
(2)	要求水準	58

1 要求水準書の位置づけ

桑名市総合運動公園プール整備・運営事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）は、桑名市（以下「市」という。）が桑名市総合運動公園プール整備・運営事業（以下「本事業」という。）の実施に当たり、各業務において達成しなければならない水準を示すものである。

また、要求水準書は、市が本事業に求める最低水準を規定するものであり、本事業の公募型プロポーザルに参加を希望する事業者（以下「応募者」という。）は、要求水準書に示されている事項を満たす限りにおいて、本事業に対し自由に提案を行うことができる。

2 本施設の整備・運営の基本方針

市が平成4年に策定した「桑名都市公園事業・桑名市総合運動公園の事業計画」や、令和8年度4月に開校予定の多度小中一貫校（以下「多度学園」という。）及びその他の市内小・中学校のプール授業受入れの可能性のほか、桑名市総合運動公園（以下「本運動公園」という。）の現状と課題、その他市の関連する施策を踏まえ、桑名市総合運動公園屋内プール（P2の「3 本事業の概要（2）」で定義する「本施設」のこと。）の整備・運営の基本方針は下記のとおりとする。

（1）本施設の基本方針

- ・「誰でも」「一年通じて」「快適に」利用できる施設とする。
- ・「本物」「ブランド」として誇れる施設とする。
- ・運動公園全体の活性化につながる施設とする。

（2）本施設の整備方針

- ・市民の健康増進や、心身のリフレッシュのほか、様々なニーズに対応できるプールとする。
- ・水泳授業と市民の利用が両立できるプールとする。
- ・市における水泳競技の拠点となるプールとする。
- ・多度学園の水泳授業受入れを見据えて早期に整備する。
- ・環境に配慮した施設とする。
- ・将来の費用負担を考慮した施設とする。

（3）本施設の管理運営方針

- ・利用者のニーズに応え、利便性の高いサービスを提供する。
- ・民間施設（スイミングスクール）とは異なる新たなニーズを創出する。
- ・小・中学校と連携し、学校の水泳授業の円滑な実施をサポートする。
- ・誰もが気軽に利用でき、市民の交流を促進する。
- ・施設の環境を安全、快適かつ衛生的に保ち、利用者が安全に楽しく健康増進を図ることができる場を提供する。
- ・市の他の運動施設と連携して市民のスポーツ参加率向上や健康増進を図る。
- ・公の施設として、公平・平等な運営を行う。
- ・創意工夫やノウハウを活用し、合理的かつ効率的な管理運営を行う。
- ・「桑名市ゼロカーボンシティ宣言」を踏まえた管理をする。

3 本事業の概要

(1) 本事業の名称

桑名市総合運動公園プール整備・運営事業

(2) 本事業の対象となる公共施設の名称及び種類

①名称

桑名市総合運動公園屋内プール

②種類

本事業で対象とする施設は、公認の屋内温水プール、屋内温水サブプール、観覧席及び多目的ルーム等とし、これら必須機能に加えて、事業者の提案に基づいて一体的に整備する施設（以下「提案施設」という。）及び外構等とし、これらをあわせて、以下「本施設」という。

4 本事業の内容

(1) 事業方式

事業方式は、事業者の提案をもとに、市と事業者が協議の上で決定する。

(2) 本事業の範囲

本事業において事業者が行う業務範囲は、下記のとおりとする。なお、本プロポーザルで提案を求める「本施設と相乗効果が見込める独創的な自由提案」は、本事業の業務範囲に含めない。

①設計業務

- 1) 事前調査業務（必要に応じた現況測量、地盤調査、土壌調査、地歴調査等）
- 2) 設計業務（基本設計・実施設計）
- 3) 電波障害調査業務
- 4) 本事業に伴う各種申請等の業務（確認申請等）
- 5) 国庫補助金・起債申請図書作成業務
- 6) その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

②建設業務

- 1) 建設業務（必要に応じた造成工事、既存施設の解体工事を含む）
- 2) 什器・備品の調達及び設置業務
- 3) 近隣対応・対策業務（周辺家屋影響調査を含む）
- 4) 電波障害対策業務
- 5) 本施設の引き渡しに係る業務
- 6) その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

③工事監理業務

- 1) 工事監理業務

2) その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

④開業準備業務

- 1) 開業に向けた準備業務
- 2) 開館式典の支援業務
- 3) その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

⑤維持管理業務

- 1) 建築物保守管理業務
- 2) 建築設備保守管理業務
- 3) 外構等保守管理業務
- 4) 清掃業務
- 5) 警備業務
- 6) 什器・備品等保守管理業務
- 7) 環境衛生管理業務
- 8) 修繕業務
- 9) その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

⑥運營業務

- 1) プール運營業務
- 2) 水泳授業に関する運營業務
- 3) 共用エリア運營業務
- 4) 総合管理業務
- 5) スポーツ推進・健康増進事業
- 6) その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

⑦提案事業・自主事業実施業務

- 1) 提案事業
- 2) 自主事業

⑧統括管理（プロジェクトマネジメント等）業務

- 1) 事業全体の統括管理業務
- 2) その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(3) 事業期間

本事業の事業期間は、「事業契約の締結後」から「本施設の供用開始時点から20年を経過する月の末日まで」とする。

(4) 事業スケジュール

本事業は、次のスケジュールにより実施することを予定している。本施設は、令和8年4月に開校する計画の多度学園の水泳授業で使用される計画である。よって、可能な限り早期の施設整備を求める。

優先交渉権者の選定	令和5年12月
基本協定の締結	令和5年12月（事業契約の締結が令和6年3月の場合は省略する場合がある）
仮契約の締結	事業契約の締結の前月
事業契約の締結	令和6年3月～6月
施設整備期間	令和6年4月から本施設の竣工時まで*
開業準備期間	本施設の竣工後から供用開始まで（提案による）
供用開始	令和8年度中（提案による）
運営・維持管理期間	本施設の供用開始時点から20年を経過する月の末日まで

※供用開始までの範囲で、施設整備期間と開業準備期間を重複させることは可とする。

(5) 施設概要等

①整備エリア（本施設の整備用地）

本運動公園内とし、事業者の提案内容を踏まえて、市と協議して決定する。

可能な限り、既存施設（駐車場を含む。以下同じ）の機能を損ねない場所とすること。既存施設と干渉する場合には、代替する同等の機能を他に整備する方法も採用可能である（ただし、その場合、代替する機能を整備するための費用も提案価格に含めることとする）。

本運動公園は、都市計画法に基づく都市公園に該当するため、整備エリアの提案にあたっては、都市公園に係る法制度を考慮すること。

ほか、「7 施設整備に関する要求水準（3）整備エリアの要求水準」に記載されている要求水準を満たした場所とすること。

②施設構成（計画概要）

基本的な施設構成については、次のとおりとする。

施設	区分	諸室・機能
屋内温水 プール	プールエリア	メインプール（公認プール※・25m・8コース） サブプール（歩行用プール兼用・25m・3コース以上） プールサイド トイレ 洗体、シャワー室、うがい設備 更衣室 監視室 救護室 器具庫 機械室
	共用エリア	受付・事務室 観覧席 多目的ルーム トイレ コミュニティスペース エントランス 廊下・階段・エレベーター等
	管理エリア	機械室 電気室 職員用休憩室・会議室・更衣室 倉庫
	外構等	駐輪場 駐車場 植栽
	提案施設	事業者が提案する任意の機能

※公益財団法人日本水泳連盟が競技場として適格として認めるプール

5 遵守すべき法制度等

本事業を実施するに当たり、遵守すべき法令及び条例等、参考とすべき仕様書等は次のとおりである。このほか、本事業を実施するに当たり必要とされるその他の関連法令等（条例を含む。）及び関連要綱・各種基準等についても最新のものを参照し遵守すること。

なお、解釈に関して基準等の中で相反する等の疑義が生じた場合は、別途市と協議の上、適否について決定するものとする。

(1) 法令等

- ・スポーツ基本法（平成23年法律第78号）
- ・建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ・建設業法（昭和24年法律第100号）
- ・都市計画法（昭和43年法律第100号）
- ・都市公園法（昭和31年法律第79号）
- ・学校保健安全法（昭和33年法律第56号）
- ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）
- ・電波法（昭和25年法律第131号）
- ・消防法（昭和23年法律第186号）
- ・高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- ・エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・水道法（昭和32年法律第177号）
- ・下水道法（昭和33年法律第79号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- ・騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- ・振動規制法（昭和51年法律第64号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
- ・道路法（昭和27年法律第180号）
- ・道路交通法（昭和35年法律第105号）
- ・電気事業法（昭和39年法律第170号）
- ・警備業法（昭和47年法律第117号）
- ・地方自治法（昭和22年法律第67号）
- ・民法（明治29年法律第89号）
- ・商法（明治32年法律第48号）
- ・電気通信事業法（昭和59年法律第86号）

- ・有線電気通信法（昭和28年法律第96号）
- ・公衆電気通信法（昭和28年法律第97号）

（2）県・市条例

- ・三重県建築基準条例（昭和46年三重県条例第35号）
- ・三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例（平成11年三重県条例第2号）
- ・犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例（平成16年三重県条例第2号）
- ・三重県自然環境保全条例（平成15年三重県条例第2号）
- ・三重県環境基本条例（平成7年三重県条例第3号）
- ・三重県生活環境の保全に関する条例（平成13年三重県条例第7号）
- ・桑名市都市公園条例（平成16年条例第149号）
- ・桑名市火災予防条例（平成16年条例第163号）
- ・桑名市水道事業給水条例（平成16年条例第197号）
- ・桑名市公共下水道条例（平成16年条例第156号）
- ・桑名市体育施設条例（平成16年条例第186号）
- ・桑名市プール規則（平成28年規則第23号）

（3）規格等

- ・電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）
- ・電子情報技術産業協会規格（JEITA）
- ・日本電気工業会規格（JEM）
- ・日本産業規格（JIS）
- ・電池工業会規格（SBA）

（4）参考仕様書・参考基準

- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- ・公共建築拐取工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）
- ・防災拠点等となる建築物に関わる機能継続ガイドライン（平成30年5月国土交通省住宅局）
- ・日本建築学会諸規準
- ・建築構造設計基準
- ・電気設備工事共通仕様書及び同標準図
- ・建築工事安全施工技術指針
- ・建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）
- ・建設副産物適正処理推進要綱
- ・建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕課監修（最新版））
- ・三重県公共工事共通仕様書

6 施設の機能及び性能等に係る基本要件

(1) 施設整備に係る要件

①整備エリア（本運動公園）の敷地条件等

法規	法規制等	
都市計画法・建築基準法	本運動公園全域	都市計画法に基づく都市公園
	区域区分	市街化区域
	用途地域	準工業
	建ぺい率	60%
	防火地域・準防火地域	指定なし
	容積率	200%
	建築基準法第22条区域	指定
	日影規制	あり
	対象建物	高さ10m超の建築物／測定位置 平均地盤面から 4 m
	規制時間	敷地境界線から 5 m : 5 時間 敷地境界線から 10m : 3 時間
都市公園法	本運動公園全域	都市計画法に基づく都市公園
	名称	桑名市総合運動公園
	敷地面積	約280,000㎡
	建ぺい率	2% ※休養施設、教養施設、運動施設等を建てる場合、又は、認定公募設置等計画に従いPark-PFI施設の公募対象公園施設を整備する場合においては、緩和規定あり（+10%を限度）
	運動施設の敷地面積の割合	50%未満

②インフラの条件

事業者は、本事業に係る提案内容の検討及び実施にあたり、各種インフラ条件(上水道、下水道、雨水排水、電気、ガス、通信)に関して、自らの責任において関係機関や供給事業者への確認を行うこと。

上下水道の現況は、下表により確認すること。

項目	内容
a 上水道	上下水道部で閲覧可
b 下水道	上下水道部で閲覧可

電気は、敷地内への引込方法について、電力会社へ確認した上で適切に計画すること。

ガスは、ガス会社へ確認した上で適切に計画すること。

電話・インターネットは、通信会社へ確認した上で、適切に計画すること。

③建物の規模・構造の要件

建築基準法等の各種関係法令を遵守したものとすること。なお、本施設とは別に飲食店や売店等を設置する場合（本施設と合築の場合であっても機能・面積によっては含まれる場合がある）に関しては、都市計画法第 53 条・第 54 条に規定されたものに限る。

(2) 管理運営に係る要件

①本施設及び関連する施設の開館日・開館時間

本施設は一般利用者及び市内の小・中学校の水泳授業での利用を想定しており、その開館日・開館時間※については、事業者の提案に基づいて、市と事業者が協議の上で定めるものとする。なお、最終的には、市の条例・規則・要綱で定めることとする。

学校の水泳授業のスケジュールは「資料1 学校の水泳授業」に示すとおりとする。

表「開館日・開館時間の想定」

区分	利用者	開館に係る要件	開館時間※
メインプール・サブプール	一般利用者 (個人/団体)	<休館日>	<平日> : 9時～21時
		週1回(火曜日。ただし火曜日が祝日の場合は次の平日)	<土日等> : 9時～21時
多目的ルーム	一般利用者 (個人/団体)	12月29日～1月3日	<平日> : 9時～21時 <土日等> : 9時～21時

※開館時間は、利用者の施設からの退場に要する時間を含むものとする。

(参考)

桑名市総合運動公園の他の運動施設等の供用日・供用時間は、「資料2 桑名市スポーツ施設のご案内」及び桑名市体育施設条例を参照すること。

②利用料金

本施設の利用料金は、事業者の提案に基づき、市が「体育施設条例」で定めるものとする。表「類似施設の利用料金の参考額」を参考にして受益者負担を考慮した提案すること。

本施設の運営に当たり、市及び事業者は、毎年度協議の上、当該年度の利用料金を、条例に定める枠内で、協議の上で変更できる。

表「類似施設の利用料金の参考額」

区分		金額	
メインプール・サブプール	個人利用 (1人あたり・ 時間制限なし)	大人(高校生以上)	560円
		小人(中学生・小学生)	240円
	専用利用 (全面)	一般	1時間につき 10,680円
		中学生以下	1時間につき 5,650円
	専用利用 (2レーン)	一般	1時間につき 2,820円
		中学生以下	1時間につき 1,570円
多目的ルーム	専用利用	1時間につき 1,500円 (冷暖房料等を除く)	

※備考

- 1 専用利用の場合、市民以外の者が利用する場合の使用料は、それぞれの区分の使用料の2倍の額とする。
- 2 利用時間には、準備及び原状回復のための時間を含むものとする。
- 3 減免規定に基づく減免利用分は、市が事業者に補填する方法を採用することを想定している。
- 4 「区分」は原則、変更できない。

7 施設整備に関する要求水準

(1) 共通事項

項目	要求事項
周辺環境	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境と調和するよう外観、色彩等に配慮すること。 ・市民の憩いやにぎわいを創る健康増進拠点や幅広い世代が訪れたい憩いの場としてふさわしいデザインとすること。 ・施設の設置目的を最大限発揮できるように、市民に愛され長く大切に使用されることを意識すること。
環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー負荷の抑制や、建築物の耐用年数の長期化等により、環境負荷の低減を図ること。 ・建設リサイクル法を厳守し、建設副産物の発生を抑制するとともに、建設副産物の再資源化を図ること。 ・再生資源を活用した建築資材や再生利用、再利用可能な建築資材等、資源循環の促進を図ること。 ・自然採光、自然換気ができる諸室の配置をすること。 ・エネルギー効率の高い設備の導入に努めること。 ・従来種を用いるなど地域特性を踏まえた緑化に努めること。
防災	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法及び消防法などの関連規定に適合した防災、消火設備を配置すること。 ・施設の性格上、水の事故の予防に最大限に配慮した計画、設計を行うこと。 ・地震時の落下物やガラスの飛散、排水溝への吸い込みに対し、十分な対策を講じること。プール天井の他、避難場所として使用する諸室（多目的ルーム等）及び廊下等については、特定天井等の対策を講じること。なお、本運動公園は指定避難所となっており、市としては、本施設も指定避難所とする想定である。 ・施設利用上必要と考えられる部分については、転倒、転落事故防止等の安全性確保に努めること。 ・地震、土砂災害等の自然災害発生時や非常時において安全性の高い施設とするほか、火災時の避難安全対策や浸水対策、強風対策及び落雷対策に十分留意すること。 ・児童生徒を含む多数の利用者が同時に利用する施設であることに配慮し、災害等の発生時に施設利用者が一時的に退避できるスペースを確保すること。 ・建物や工作物が不同沈下等を起こさない基礎構造及び工法を採用すること。 ・燃えにくく有毒ガスを発生しない内装材を使用するとともに、諸室の用途に適した防災、防火設備を設置すること。
防犯	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者や施設を保護するために、施設の運営及び維持管理方法と整合した防犯設備を設定し、外部からの人や物の侵入を制御できること。 ・ロッカー等、利用者の貴重品、所持品保管場所の盗難防止対策を十分に行うこと。 ・利用者のプライバシーへの配慮を十分に行うこと。
利便性	<ul style="list-style-type: none"> ・徒歩、自転車、自動車等での来訪を考慮し、各利用者の利便性に配慮すること。 ・送迎バス等に対応できるよう、動線に配慮すること。 ・ピロティや庇を配置するなど、降雨時でもアプローチしやすい計画とすること。 ・外構は適切な勾配を設けたり、水はけの良い素材を用いたりするなど、水たまりが

項目	要求事項
	<p>できにくい構造とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設内は様々な利用形態に対応した機能的な動線計画とし、スタッフと利用者の動線を明確に区分し、運営が容易な施設とすること。 形状や色などを工夫し視認性に優れたサインを適切に配置することにより利用しやすい施設とすること。
ユニバーサルデザイン	<ul style="list-style-type: none"> 不特定かつ多数の人が利用する施設の利用特性を十分考慮して、円滑かつ快適に利用できるように誘導的基準を満たした計画とすること。 各種設備器具、手すり、トイレ、更衣室等については、高齢者、障がい者等にも十分に配慮した、使いやすい計画とすること。 視覚障がい者用の誘導表示や点字案内、非常用警報装置等を適切に計画すること。
室内環境	<ul style="list-style-type: none"> 周辺環境、他室に与える騒音の抑制に努めること。 省エネルギーに留意しながら、積極的に自然光を利用すること。ただし、プールエリアに関しては、公認プールであることに留意すること。 給水・給湯設備、排水設備、空調設備、衛生器具設備等については、諸室に必要な環境に対応できる適切な計画とすること。 気温・気候等の屋外条件の変化や人数、使用時間、作業内容等の使用形態の変化等に対応できる空調システムとすること。 室温及び壁の構造を考慮することで、室内に発生する表面結露及び内部結露に耐えられ得る素材を使い、結露水の排水、防錆対策を講じること。また、天井裏に湿気が流入しない措置を講じること。 快適な室内環境確保やシックハウス対策のために必要な換気量を確保するとともに、空気洗浄度を満たす換気システムとすること。 プールは塩素ガス濃度について、空気清浄度が確保されていること。 アナウンスが聞き取りやすい明瞭度の高い音響環境に配慮すること。 連続振動や衝撃振動、床衝撃音等により人に心理的不安や生理的不快感を与えないよう配慮すること。
情報	<ul style="list-style-type: none"> 電源設備は、通信・情報システムに影響を及ぼすことなく、確実に機能するために、保守性及び安全性が確保されたものとする。 将来のシステム更新、変更等に柔軟に対応可能な配管・配線スペース等を適切に計画すること。
耐久性	<ul style="list-style-type: none"> プールについては、塩素による腐食対策等による構造及び仕上げ、下地等の耐久性を確保すること。また、設備関係の機器、盤類等についてプールに面する部分及びピット内等の腐食のおそれがある部分については、腐食対策を行うこと。 一般利用者が利用するスペースで使用する器具類については、耐久性の高い製品を採用するとともに、十分な破損防止対策を行った上で、交換が容易な仕様とすること。 漏水、金属系材料の腐食、木材の腐朽、鉄筋コンクリートの耐久性の低下、エフロレッセンス、仕上材の剥離・膨れ、乾湿繰り返しによる不具合、結露等に伴う仕上材の損傷等が生じにくいものとするとともに、修理が容易なものとする。

項目	要求事項
維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・設備機器等は、各機器の寿命バランス・互換性の整合が図られ、更新作業の効率性に留意したものとすること。 ・設備配管は、部分更新が容易なように考慮されていること。

(2) 全体計画

項目	要求事項
配置計画・ 動線計画	<ul style="list-style-type: none"> ・建物本体は、既存建物の杭や周辺環境に配慮した配置計画とすること。 ・既存の運動施設の利用者動線に最大限配慮すること。 ・解体及び出入口等の設置にあたっては、必要に応じて事業者にて適切に水路管理者、道路管理者及び所管の警察署と協議を行うものとする。 ・歩行者動線と車両動線が錯綜しないよう配慮すること。 ・車両動線は、適切なサイン表示等により一方通行にするなど、可能な限りトラブルが起りにくい動線とすること。 <p>※ 本事業に係る道路の乗り入れ（公道の引込み含む）・切り下げ等に係る費用、道路の雨水排水設備の改修に係る費用、既存インフラ補強に係る費用及び各種インフラ（電気・電話・ガス、電話・その他情報通信関連インフラ）の引込に伴い発生する費用（インフラに係る加入金及び引渡しまでの使用料を含む）は事業者の負担とする。</p>
デザイン	<ul style="list-style-type: none"> ・建物は公共の施設としての設置目的を理解の上、周辺環境に配慮した計画を行うこと。 ・市民の健康増進拠点としての機能を最大限発揮できるように、市民に長く愛され大切にされるよう、外観のみならず内観においても飽きのこないものにする。 ・長期間にわたり整備時の魅力が失われることのないように計画すること。 ・建物の色や高さは、周辺に圧迫感を与えないように配慮すること。 ・桑名市景観計画、景観条例に沿った計画とするとともに、届出対象行為とする場合は、色彩基準に適合すること。 ・できるだけ、窓掃除や施設のメンテナンスを容易に行えるようにすること。
平面・ 動線計画	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な利用形態に対応する機能的な動線計画とし、運営及び管理が効率的な施設とすること。 ・利用者がわかりやすい施設構成とし、かつ、諸室を適切な規模で配置することで長期にわたる維持管理やランニングコストに過大な影響を与えないよう配慮すること。 ・プールレイアウトは、泳ぐことを目的とした利用者や、遊びや健康づくりを目的とした利用者など、多様な利用者があることに配慮した配置とすること。 ・利用者の安全面における監視が容易となるような施設計画とすること。 ・屋上テラスなどを設ける場合は周辺住居に対して、施設から視認できないように配慮すること。 ・身体障がい者等のアクセスにも配慮し、バリアフリーや利用者の安全性確保に配

	<p>慮すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車いす使用者用駐車区画（駐車マス・全幅 3,500mm）、三重おもいやり駐車場を、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例（UD条例）」及び県のガイドラインに基づいて設置すること。 ・視認性に優れたサインを配置するなど、誰もが利用しやすい施設とすること。 ・大規模修繕工事が最小限となるよう、建築・設備の更新や修繕の容易性を配慮した施設計画とすること。
運動公園の活性化・他の施設との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・本運動公園の活性化や、市の他の運動施設を利用する市民等の利便性向上、市の他の運動施設の課題解決につながる機能を加えること。機能を加える場所は、事業者の提案によるもの（プールエリア、共用エリア、管理エリア、外構等及び提案施設のいずれであっても可）とする。

（3）整備エリアの要求水準

項目	要求事項
整備エリアの計画	<ul style="list-style-type: none"> ・整備エリアは、本運動公園の既存施設や、利用者の利便性、市の財政負担等を考慮して計画すること。 ・造成工事を実施する場合には、市の財政負担軽減のほか、工期への影響を考慮して、最低限の範囲で計画すること。^{※1} ・都市計画法・建築基準法・都市公園法などの関係法令を十分に考慮して計画すること。なお、本運動公園内の既存施設の敷地設定は、公園内の区域（第1工区、第2工区、第3工区、第4工区）や施設毎に異なっているので、関係する資料^{※2}を確認した上で計画すること。 ・公道との接道や、道路の乗り入れ工事の必要性を考慮の上で計画すること。なお、本運動公園の敷地は、「坂井多度線」「大山田大欠線」「陽だまりの丘19号線」「播磨筒尾線」の4つの公道と接道している^{※2}。 ・既存施設の動線計画に十分に配慮するとともに、工事期間中においても、可能な限り、既存施設（運動施設）の利用を制限したり、利用者の利便性を妨げたりしないようにすること。 <p>※1 本施設の整備に必要な外構工事や、造成工事に係る費用も参考見積の金額に算入する必要があり、事業者選定における「価格審査」に関係するため、その点を考慮して、整備エリアの場所・面積等を計画すること。</p> <p>※2 「本運動公園内の既存施設の状況」に係る閲覧方法等は、「募集要項」を参照すること。</p>

(4) 用途別の要求水準

事業者は、本事業の目的に合致し、かつ、管理運営の内容・方法にあわせて有効と考えられる諸室を計画し、提案すること。運営上、効率的・効果的と考えられる場合は、壁等の区画なく室を一体的に整備することも可とする。

①プールエリア（温水プール）

項目	要求事項	
1 目的	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもから高齢者、障がい者等を含めた市民の誰もが、健康づくり、体力づくりなど、健康増進運動ができる施設。 ・個人の一般利用及び一般専用利用、各種教室、事業者専用利用等の目的で使用する。 <p>※公認プールは、最新版のプール公認規則の「一般25mプール」と最新版の公認プール施設要領の「国内一般プール」の条件を満たすこと。</p>	
2 整備内容	要求機能	<ul style="list-style-type: none"> ・メインプール（公認・25m・8コース） ・サブプール（歩行用プール兼用・25m・3コース以上） ・プールサイド ・トイレ ・洗体、シャワー室、うがい設備 ・更衣室 ・監視室 ・救護室 ・器具庫 ・機械室
	任意とする機能	<ul style="list-style-type: none"> ・レジャー機能、健康増進機能など
3 配置計画	<ul style="list-style-type: none"> ・更衣室から直接プールに行ける動線を確保すること。 ・プールから更衣室に行くまでに水気を落とし、湿気を持ちこまないように配慮すること。 ・メインプールは大会での利用も想定した泳ぐプール、サブプールは大会用のウォーミングアップ、学校の水泳授業、歩くプールとして健康増進等を目的にしたプールを兼ねるものとする。これらの特徴をふまえ、それぞれの利用者に配慮した配置計画とすること。 ・自然採光、自然換気ができるようにすること。 	
4 整備事項	<ul style="list-style-type: none"> ・水温、室温は、実際の利用状況に応じて適切な温度に調整可能なものとする。なお、水温に関しては、プール公認規則第32条のとおり、競技中を通じて常に25℃以上28℃以下に保つことができるようにすること。 ・レジオネラ属菌が発生しない設備とすること。 ・プールサイドは、各プールの大きさ及び事業者の想定するプールの同時最大利用者数を基に、適切な広さの面積を算定すること。 ・プールは循環ろ過式とし、ろ過設備は事業者の提案によるが、塩素臭の低減と維持管理費用の縮減が図られる設備を導入すること。 ・吸い込み等の事故を未然に防止するため、安全対策を施された設備とすること。 	

項目	要求事項
	<ul style="list-style-type: none"> ・照明計画においては、水中へも監視が行き届くよう、水面での光幕反射を極力軽減するように配慮すること。 ・次の項目に配慮した材料の選定を行うこと。 1) プールサイドなどの床材 <ul style="list-style-type: none"> ・吸水率が低く耐久性の高い材料を使用すること。 ・汚れ、カビが出にくく清掃しやすい材料を使用すること。 ・水に濡れても滑らないノンスリップ性の材料を使用すること。 ・素足で触れても痛い、冷たい等、不快感のない材料を使用すること。 2) 壁・天井仕上材 <ul style="list-style-type: none"> ・吸水性、吸湿性が少なく、耐水性、耐湿性の高い材料を使用すること。 ・スポーツ施設の壁材として、人の触れる部分では衝撃や温湿度に対する十分な強度を要する材料を使用すること。 ・金属下地材を使用する場合は錆対策を十分に考慮したものを使用すること。 ・防錆、防カビに配慮した材料を使用すること。 ・地震時等の天井崩落防止措置を万全に行うこと。 3) プール槽 <ul style="list-style-type: none"> ・プール槽の構造は、水圧等の外的条件に対して十分な強度をもち、漏水の起きない構造とし、プールの形状、経済性、耐久性、維持管理性を考慮したものとする
5 構成用途別要求事項	
25 m プール	<ul style="list-style-type: none"> ・長さは25mとすること。 ・水深は1.35m以上、コースの幅は2.0mとすること。 ・スタート台は脱着式とすること。 ・記載がない事項については、公益財団法人日本水泳連盟プール公認規則の「通則」や「25m一般プール」の仕様並びに同連盟公認プール施設要領の「国内一般プール」の仕様に準拠すること。 ・公認記録として認められる大会が開催できること。
25 m サブプール 歩行プール兼用	<ul style="list-style-type: none"> ・長さは25m（最大過長値20mm、最大過短値5mm）とすること。 ・水深は1.0m程度、コースの幅は2.0m以上とすること。 ・スタート台、タッチ板は必要としない。 ・高齢者や障がい者等にも利用しやすい構造とすること。 ・他のプールと接続する場合は、それぞれの利用特性を考慮した接続方法とするほか、接続する部分について手すりや柵を設ける等、利用者の安全性を十分確保した構造・仕様とすること。 ・同一プール内で水深の異なる箇所には、転落防止のための措置を講じ、利用者の安全を確保すること。
プールサイド	<ul style="list-style-type: none"> ・不浸透性材料を用い、水際は滑り止め構造とすること。 ・利用者数を基に適切な広さを確保すること。なお、市としては、水泳授業の際には、最大100名の児童生徒がプールサイドに広がって準備体操を実施することを

項目	要求事項
	<p>想定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休憩用ベンチ等をプールサイドに設けること。
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・濡れた水着のまま利用できるトイレを男女区別して設けること。 ・便器は洋式大便器（洗浄便座付）を基本とする。 ・障がい者等の利用に対応したバリアフリートイレを1箇所以上設置すること。 ・洗面器は水及び温水が利用できること。 ・利用後に必ず洗体用シャワー設備を通過する動線を確保すること。
洗体用シャワー	<ul style="list-style-type: none"> ・更衣室及びトイレからプールサイドに入る動線上に洗体用シャワー等を設け、衛生面を確保すること。
うがい設備	<ul style="list-style-type: none"> ・プールサイドに口洗いができる設備を設けること。 ・子どもから大人まで利用できるよう、水栓の奥行や高さを考慮すること。 ・プールエリアの利用者数等の想定に応じ必要な数を算定して設置すること。
更衣室	<ul style="list-style-type: none"> ・規模については、同時最大利用者数を考慮して設定すること。 ・外部から見通せない構造としプライバシーを確保すること。 ・滑りにくくする等、床の仕上げには安全面と衛生面及び快適性を配慮すること。 ・ロッカーを設置し、鍵の機能を持たせること。 ・ロッカーの数は同時最大利用者数の想定により、必要数を提案すること。 ・換気に配慮すること。 ・利用者数を考慮し、洗面設備を必要数設けること。女子用は化粧等のスペースを考慮すること。 ・洗面器は水及び温水が使用できること。 ・利用者数を考慮し、シャワーブースを必要数設置すること。 ・障がい者等が利用できる多目的更衣室を1箇所以上設けること。 ・障がい者等が利用する多目的更衣室は、更衣スペース、ロッカー、シャワー、トイレ等の機能を設け、介助者が介助できるスペースを設けること。
監視室・救護室	<ul style="list-style-type: none"> ・プールに面した位置に設け、プールの安全管理、監視、事故防止のため、全体を見渡せる場所に設置すること。 ・プール日誌の記録等を行うための事務スペースを設けること。 ・利用者のケガや急病に備え、救護室を設置すること。なお、救護室と監視室は一体的に設置してもよいが、ストレッチャーの動線等を考慮すること。 ・規模は事業者の提案による。
器具庫	<ul style="list-style-type: none"> ・プール備品を収納する倉庫をプールサイドに面した位置に設けること。 ・壁面・天井の結露により床面が濡れないように配慮すること。 ・カビの発生しにくい構造・設備とすること。 ・規模は運営に必要なプール備品等を想定して設定すること。
機械室	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面・天井が結露し、床面が濡れないように配慮すること。 ・ろ過機械室はウェットゾーン、ドライゾーンからメンテナンス可能なよう考慮すること。
任意機能	

項目	要求事項
その他のプール	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の提案により、幼児プール等を設けてもよい。 ・他のプールと接続する場合は、それぞれの利用特性を考慮した接続方法とするほか、接続する部分について手すりや柵を設ける等、利用者の安全性を十分確保した構造・仕様とすること。 ・同一プール内で水深の異なる箇所には、転落防止のための措置を講じ、利用者の安全を確保すること。 ・25mプールとの位置関係に配慮すること。

②共用エリア

項目	要求事項
1 目的	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもから高齢者、障がい者等を含めた市民の誰もが、健康づくり、体力づくりなど、健康増進運動ができるようにする。 ・多目的ルームは、個人の一般利用及び一般専用利用、各種教室、事業者専用利用等の目的で使用する。 ・コミュニティスペースやエントランスは、様々な利用者が気軽に利用できることを目的とする。
2 整備内容	<ul style="list-style-type: none"> ・観覧席 ・多目的ルーム ・トイレ ・コミュニティスペース ・エントランス ・廊下・階段・エレベーター等
3 配置計画	<ul style="list-style-type: none"> ・プール利用者とそれ以外の利用者の動線に配慮すること。 ・特にプール利用者のプライバシーについて配慮のある配置とすること。
4 構成用途別整備事項	
受付・事務室	<ul style="list-style-type: none"> ・運営形態に応じて出入口からわかりやすいところを受付窓口にする。 ・受付窓口の位置は、本施設の出入口付近とし、コミュニティスペースの一部で、全体的に見渡せる位置に設置すること。 ・受付窓口は子どもから高齢者まで利用しやすい仕様とすること。 ・本施設の施設運営全般の事務業務を行う執務スペースとして、事業者の想定する運営組織体制に対応して必要となる床面積を確保すること。 ・各種設備システムの管理を行うことができるように配慮すること。管理室として別に設置することも可能とする。 ・急病人や怪我人に備え、救護スペース又は救護室を設け、簡易ベッドを設置すること。 ・運営レポートなどを保管するための書庫等のスペースを確保すること。
観覧席	<ul style="list-style-type: none"> ・プール室外からガラス越しにプール室内を観覧できるギャラリーのほか、プールエリア内に観覧スペースを配置する方式なども可とする。設置する階やその

項目	要求事項
	<p>規模は事業者の提案によるが、公益財団法人日本水泳連盟のプール公認規則による公認を得られるようにすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・椅子等、必要な備品を設置すること。
多目的 ルーム	<ul style="list-style-type: none"> ・利用する備品類について保管する場所を設けること。 ・会議等で使えるよう、机やいすを収納できるスペースを有すること。 ・インストラクター等の控室の設置や規模については事業者の提案による。
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・居室を有する各階に男女別に規模にあわせて適宜設置すること。 ・外部から見通せない構造としプライバシーを確保すること。 ・誰もが快適に利用できるようにユニバーサルデザインに配慮すること。 ・大便器は洋式洗浄機能付き便座とする。 ・小便器は子どもの利用にも配慮しストール型の自動洗浄とする。 ・洗面所を必要数設けること。 ・乳児、幼児、高齢者、障がい者などの利用に配慮し、必要箇所にオストメイト対応及びおむつ交換用ベビーシート付のバリアフリートイレを設置する。非常時は即座に対応できる機能を整備する。
コミュニ ティス ペース	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の顔となる空間にふさわしい明るく開放的な空間とすること。 ・イベント、各種教室の利用状況が把握できる工夫をすること。 ・上履き、下足のゾーン分けは事業者の提案による。下足入れを設ける場合は適切な数を設けること。
エン トラ ンス	<ul style="list-style-type: none"> ・風除室は、確実に風除けができる構造とすること。 ・スライド式の自動ドアを採用するなどして、車椅子等での出入りに考慮すること。 ・必要な備品を設置すること。
廊下・階 段・エレ ベーター 等	<ul style="list-style-type: none"> ・廊下は、子ども、高齢者及び障がい者の利用に配慮したものとし、車椅子のすれ違いに支障がない幅とすること。 ・踏面幅及び蹴上高さの設定は、高齢者及び障がい者等に配慮し、安全性を考慮した計画とすること。 ・施設の同時利用者等を想定し、円滑に移動でき、また、2階以上に物品を運ぶ際に支障がない幅とすること。 ・複数フロアとする場合には、利用者用のエレベーターを1台以上設置し、障がい者対応エレベーターとすること。 ・利用者（特に障がい者）が円滑に施設利用しやすい位置に計画すること。 ・エレベーターホールはゆとりのあるスペースを確保すること。

③管理エリア

項目	要求事項
1 目的	・利用者が立ち入らないエリアとして配置する諸室。
2 整備内容	・機械室 ・電気室 ・職員用休憩室・会議室・更衣室 ・倉庫
3 配置計画	・利用者の動線と交差しないような配置や動線計画とすること。
4 構成用途別整備事項	
機械室	・機械室の配置、広さ、有効高さ、配置等の経路、機器搬出入経路等の設備スペース及び床荷重に配慮すること。 ・機械室に設置される大型の設備機器等について、容易に設備更新等が行える配置計画とすること。 ・機器の配置は、その機能が効率的に確保できるものとし、人の通行やメンテナンス作業、修理作業に必要な空間を確保すること。
電気室	・原則として、トイレや湯沸し室等の水を使用する室の直下には配置しないこと。 ・高所への設置や防水扉にするなどの対策を行うこと。
職員用 休憩室・ 会議室・ 更衣室	・適宜設置すること。
倉庫	・設計図書、日報等の資料を保管するスペースを設けること。 ・備品の数量に配慮し、余力のあるスペースを確保すること。

④提案施設

項目	要求事項
1 目的	・提案事業や有料での貸出を行うための機能を設置すること。 ・「募集要項」に記載のとおり、提案施設の運営に係る費用や光熱水費は、事業者が実施する提案事業等の収入により賄い、市から支払われる対価を充当することができない。
2 整備内容	・事業者が、提案事業として有料プログラムを実施したり、自主事業として物販等を実施したりするための専用の諸室・スペース（自販機スペースは除く）を想定している。 ・事業者の自由な発想による新しいアイデアや、独自の提案を期待している。 ・次に掲げる施設の提案は禁止とする。 ア 政治的又は宗教的施設 イ 青少年健全育成を妨げると考えられる興業、物販、サービスを提供する施設 ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特

項目	要求事項
	殊営業、その他これらに類する施設 エ 公営競技（競馬、競輪、競艇及びオートレース）に関する施設 オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びこれらの構成員がその活動のために利用する施設 カ 公序良俗に反する施設 キ その他市長が相応しくないと認める施設
3 配置計画	・プール等との合築を基本とすること。

⑤外構等

項目	要求事項
全般	<ul style="list-style-type: none"> ・外構計画については、都市公園内であることや、本運動公園内の他施設とのバランスのほか、地域の特性に配慮し、必要に応じて緑化をすること。 ・通路、駐車場など利用目的に応じ、耐用性等がある舗装構造等を有すること。 ・敷地全体の排水系統との関連に留意し、利用目的に応じた排水施設を設ける等、雨水排水計画に留意すること。 ・送迎バス等が停車できるスペース（大型バス3台分程度）を設けること。 ・整備計画地の地盤の状況を把握の上、不同沈下や不陸が発生しないよう、配慮すること。 ・照明は周辺の環境、夜間利用等の形態などを十分に考慮した上で、保安のみならず、景観に配慮し、施設計画、外構計画と調和のとれたものとする ・照明は自動点灯及び時間点灯が可能な方式を採用すること。
駐輪場	<ul style="list-style-type: none"> ・駐輪場を30台以上設置すること。 ・風や接触等により、自転車が将棋倒しにならないよう配慮すること。
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・本施設専用の駐車スペースに関しては、運営スタッフ等分のほか、水泳授業中のバスの一時的な駐停車スペース（3台分）を計画すること。 ・本運動公園内の既存駐車場の利用状況を考慮して、必要な駐車スペースを確保すること。既存の駐車場と共用化することは可能であるが、テニスコートや、サッカー場の近くの駐車場は大会の開催時などに不足することがあることを考慮すること。

(5) サイン計画の要求水準

項目	要求事項
全体	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者や子ども、高齢者、外国人など、全ての人に配慮したユニバーサルなサイン計画とすること。 ・分かりやすく、視認性に優れたサインとすること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・形だけでなく、カラーユニバーサルデザインにも配慮すること。 ・設置後に、内容を補完するための追加掲示が必要ないように十分な検討を行い、計画すること。
屋外（事業地内）	<ul style="list-style-type: none"> ・初めて訪れた人のために、事業用地の入口付近のよく見える場所に施設名称を示すサインを設置すること。 ・駐車場の経路等がわかりやすい適切な外部サイン計画を行うこと。 ・景観を考慮したものとする。
建物内	<ul style="list-style-type: none"> ・施設案内、室名札の設置など、来館者に対し、親切でわかりやすく、きめ細やかなサイン計画を行うこと。

（６）構造計画の要求水準

項目	要求事項
耐震安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・構造設計にあたっては、建築基準法及び関係法令の規定を満たした耐震安全性を確保すること。
耐久性能	<ul style="list-style-type: none"> ・振動に伴う機器、器具、備品に関しては、振動障害を検討し、構造体と絶縁する等必要に応じて十分な対策を講じること。 ・プール室内で鉄骨を使用する場合は十分な塩素対策を講じること。
基礎構造	<ul style="list-style-type: none"> ・建物や工作物が不同沈下などを起こさない基礎構造及び工法を採用すること。

（７）設備計画の要求水準

①基本事項

項目	要求事項
基本事項	<ul style="list-style-type: none"> ・施設全体の運営、管理方法を確認し、運用や機能を検討した上でシステムを決定し、施設の機能の確保を図ること。 ・利用者にとって使いやすく、また、施設管理者には管理、監視及び保守作業の容易な設備やシステムとすること。 ・パッシングデザインの積極的な採用に努めること。 ・将来の機器更新などに対応可能な余裕のある設備・配管スペースとすること。 ・使用機材、システム、工法などを十分に検討し、初期投資費用、維持管理費用の縮減を図ること。 ・高齢者及び障がい者の利用に配慮した設備を設けること。 ・配管又は機器からの漏水等による水損事故を防止するため、必要に応じて適切な措置を施すこと。 ・設備を構成する機材は、用途及び設置場所に適した性能、品質、強度及び耐久性を有するものとし、効率的なものの使用に努めること。 ・屋外及び湿気のある場所等に設置する機器類等は防水型（防湿型）仕様とすること。 ・地震の際に移動、転倒が起こらないようにすること。 ・地震後において復旧利用できる設備とすること。

②電気設備

項目	要求事項
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・施設全体の運営・管理方法に適合した運用システム及び機能の確保を図ること。 ・利用者にとって使いやすく、平常時に限らず災害時においても安全性の高い設備を確保すること。 ・非常用自家発電設備は無給油で72時間対応とし、災害時に、電源の確保及び照明設備の点灯が可能な計画とすること。共用エリアの受付・事務室、多目的ルーム、トイレなど、一時避難所を開設する際に必要となる諸室の照明、空調を対象とする。 ・施設管理者には管理・監視及び保守作業が容易で、信頼性・安全性のある設備及びシステムとすること。 ・省エネルギー及び3R（リデュース、リユース、リサイクル）に配慮し、地球環境の保全に努めること。
電灯コンセント設備	<ul style="list-style-type: none"> ・照明器具は高効率な器具とし、諸室の用途と適性を考慮し、それぞれに適切な機器選定を行うこと。 ・照明器具は原則として、省エネルギー・高効率タイプを利用するとともに、保守の容易なものとする。また、器具やランプの種別を最小限とすることにより、維持管理を容易に行えるようにすること。 ・保守が行いやすい場所に設置することを原則とし、高所に設置するものについては点検用歩路・オートリフターにより保守が行いやすい計画とすること。 ・人感センサー、照度センサー等を有効に利用することにより消費電力の低減に努めること。 ・非常用照明、誘導灯等は、関係法令に基づき設置すること。また、重要負荷の電源回路には避雷対策を講じること。 ・照明設置には、落下やランプ等の破損による破片の飛散を防止する保護対策を設けること。 ・本施設の防犯、安全等を考慮した屋外照明設備を設置すること。 ・コンセントは用途に適した形式と容量を確保し、本施設内外において適切な位置に配置すること。
幹線動力設備	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設、管理諸室、機械室等の系統別に幹線系統を明確化し、維持管理を容易に行えるようにすること。 ・ケーブルラック、支持金物、配管仕様については、施工場所の耐候性能を考慮して選定し敷設すること（以降、その他の設備についても共通とする。）。
雷保護設備	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法、各関連法規に基づき、雷保護設備等を設置すること。
受変電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・変電設備については、負荷系統に適した変圧器構成とすること。 ・デマンド調整等により電気料金の縮減に努めること。

項目	要求事項
	<ul style="list-style-type: none"> ・自動力率調整や深夜電力の利用等によって、電気料金の縮減に配慮すること。 ・災害時の浸水高さについて事前に調査を行い、高所への設置や防水扉にするなどの対策を行うこと。
静止電源設備	<ul style="list-style-type: none"> ・バッテリー内蔵型非常照明の採用の経済的検討を行い、事業者が提案すること。
情報通信設備	<ul style="list-style-type: none"> ・電話交換機を管理事務室に設置し、必要箇所への配管配線工事と電話機の設置を行うこと。 ・施設内連絡用として、各諸室に内線電話を設置すること。 ・将来の更新や増設などにも容易に対応できるように配慮すること。 ・フリーWi-Fiの導入を検討する場合などにおいては、他の市の施設との調整が必要となる。検討にあたっては、事前に市と協議を行うこと。
音響設備	<ul style="list-style-type: none"> ・音響設備にはカットリレーを設けること。 ・プールエリア監視室・救護室内に主装置を設置し、スピーカー、ワイヤレスアンテナへの配管配線を行うこと。装置は、時勢に則したものを使用すること。 ・多目的ルームに主装置を設置し、スピーカー、ワイヤレスアンテナへの配管配線を行うこと。主装置は、時勢に則したものを使用すること。
放送設備	<ul style="list-style-type: none"> ・業務及び非常用兼用の放送設備を設置すること。
自動火災報知設備・防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・「消防法」、「建築基準法」及び消防本部予防課の指導に基づき各種設備を設置すること。
誘導支援設備	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレ等押し釦を設け、異常があった場合、表示窓の点灯と音等により知らされる設備とし、事務室等に表示できるものとする。
防犯管理設備	<ul style="list-style-type: none"> ・本施設の敷地全体の防犯や安全管理上で必要な箇所に、適切な防犯カメラ等の防犯管理設備を設置すること。

③空気調和設備

項目	要求事項
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・オゾン層破壊防止、地球温暖化防止等地球環境に配慮し、また、環境負荷の低減とエネルギー効率の高い熱源システムを選定し、CO₂の削減と光熱水費の削減を目指すこと。 ・安全性、将来性を考慮し、各室の用途・利用時間帯に配慮したゾーニングを行い、快適な空調システムを選定すること。 ・プールエリアに対応する各機器は耐塩素仕様とし、機器の長寿命化を図ること。 ・少人数の職員での効率的な管理、運営ができるシステムとすること。
熱源設備	<ul style="list-style-type: none"> ・主熱源機器のエネルギーは環境と光熱水費の抑制に配慮したものとし、事業者提案により設置すること。
空気調和設備	<ul style="list-style-type: none"> ・各空調機のシステム及び型式は、空調負荷や換気量等を考慮して、適正な室内環境を維持することができるものとする。

項目	要求事項
	<ul style="list-style-type: none"> ・室内外温湿度条件は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「建築設備設計基準・同要領」を参考とする。また、特殊な温湿度条件を必要とする場合は個別に対応すること。ただし、各プールサイドは、通常の営業時に最適な室温湿度とする。 ・各機器は保守管理の容易さに優れた機器及び器具を採用すること。
換気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・諸室の用途、換気の目的等に応じて適切な換気方式を選定すること。 ・プールの湿気及び塩素が一般エリアに流入しないよう施設全体のエアバランスを適切に保つ計画とすること。 ・各機器は保守管理の容易さに優れた機器及び器具を採用すること。
自動制御設備	<ul style="list-style-type: none"> ・給湯機器、空調機器、換気機器は遠方発着制御が可能とすること。 ・機器等の異常を事務所等に表示出来るものとすること。
排煙設備	<ul style="list-style-type: none"> ・極力自然排煙方式を優先し、省コスト化を図ること。

④給排水衛生設備

項目	要求事項
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数の変動に対して追従性の優れたシステムとすること。 ・利用者の快適性、耐久性、保守管理の容易さに優れた機器及び器具を採用すること。点検、メンテナンスによる維持管理が容易なシステムとすること。 ・設備の更新に対応できる空間の確保にも配慮すること。
給水設備	<ul style="list-style-type: none"> ・給水方式は衛生的かつ合理的な計画とすること。 ・給水負荷変動に配慮した計画とすること。 ・各機器は保守管理の容易さに優れた機器及び器具を採用すること。 ・プール水補給を簡易に行えるシステムとすること。
排水設備	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水は事業用地内に整備される桝や側溝等より適切に排出すること。 ・施設内で発生する各種の排水を適切に排出し、停電時や災害時を含め、常に衛生的環境を維持できるものとすること。
衛生環境設備	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生的で使いやすく、快適性の高い器具を採用すること。衛生器具は人員の規模に応じた適切な数とすること。 ・幼児の利用及び幼児同伴のトイレ利用を考慮すること。 ・うがい設備などプールサイドに設置する器具は、耐水性、耐久性を考慮した選定を行うこと。
ガス設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス供給を行う場合は、必要各所へ、当該地区のガス供給業者の規定に従い、安全に配慮した供給を行う計画とすること。
消火設備	<ul style="list-style-type: none"> ・「消防法」、「建築基準法」及び消防本部予防課の指導等に従って各種設備を設置すること。
熱源設備	<ul style="list-style-type: none"> ・主熱源機器のエネルギーは環境と光熱水費の抑制に配慮したものとし、事業者提案により設置すること。

項目	要求事項
循環ろ過設備	<ul style="list-style-type: none"> ・循環ろ過設備は、機能性と安全性の両面を経済的に実現できるものを事業者が提案すること。 ・計画する遊泳者数やプールの用途に応じた能力を設定すること。 ・循環ろ過設備は、各プールに分割設置すること。 ・プールに対する循環ろ過設備は、「遊泳用プールの衛生基準」の水質基準等に適合するものであること。 ・吐出口と取水口等は可能な限りプールの水質が均一になる位置に設けると同時に、吸込み事故防止対策を行うこと。 ・自動水質監視装置を設置し、プール水質の維持管理を行うと同時に、維持管理の省力化を行うこと。 ・ろ過設備の更新、メンテナンスを考慮した機器配置とすること。 ・補給水量の削減を考慮した設備内容とすること。 ・薬剤の補給を簡易に行えるシステムとし、かつ消費量を削減できるシステムとすること。また、想定するプール利用者数や、公認プールであることを踏まえ、必要に応じて高度処理装置を設置すること。 ・水温維持及び設定水温への調整が簡易に行えるシステムとすること。 ・塩素臭拡散を防止又は低減できる設備内容とすること。

(8) 備品計画の要求水準

項目	要求事項
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・各種什器備品について諸室の仕様、事業実施の内容に合わせて設計業務終了後に提案すること。 ・事業者が実施する維持管理業務に係る資機材は、事業者が自ら調達し事業者の所有とする。
プール備品	<ul style="list-style-type: none"> ・プールエリアに係る備品については、事業者は、「資料3 プール備品(想定)一覧」を参考に、提案し、設置すること。 ・資料3は、あくまで市が想定する備品計画であり、事業者は、ランニングコストや快適性、使いやすさ等を考慮した上で、品目・個数等を提案すること。より効果的・効率的な備品等の提案を期待する。 ・詳細については、契約後に市と事業者が協議を行った上で決定する。
施設備品	<ul style="list-style-type: none"> ・プール備品以外の備品(事務備品を含む)については、事業者が提案し、設置すること。 ・事業者は、ランニングコストや快適性、使いやすさ等を考慮した上で、品目・個数等を提案すること。より効果的・効率的な備品等の提案を期待する。 ・詳細については、契約後に市と事業者が協議を行った上で決定する。
事業者設置備品	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、提案事業で用いるための備品を設置すること。

・事業者設置備品の購入費には、市から事業者を支払われる対価を充当することはできない。提案事業で得られる収入で賄うこと。

8 設計業務に関する要求水準

(1) 業務の対象

事業者は、本要求水準書、提案内容、契約書類等に基づき、施設を整備するために必要な基本設計と実施設計を行うこと。また、本事業に伴う各種手続は、事業者の判断により実施すること。

事業方式によっては、事業者が建築主となることが想定されるが、その場合には、市と事業者が協議の上で、事業方式にあわせて内容を変更する場合がある。

(2) 業務期間

設計業務の期間は、事業スケジュールに整合させ、事業者が計画すること。また、具体的な業務期間については、提案内容に基づき契約書類において定める。

(3) 本事業特有の配慮事項

追加での測量・ボーリング調査等の各種調査は、事業者の責任・費用負担において実施すること。

整備エリア全体に対して、3,000 m²以上の造成が必要な場合には、地歴調査が必要になる。

市への提出書類（着手時・中間時・完了時）に関しては、市のホームページ「入札・契約関係様式集（工事・コンサル）」に掲載されている様式（「入札・契約関係様式集（工事・コンサル）」内の「契約締結後必要書類」参照）を使用すること。

(4) 設計体制及び責任者の設置

事業者は、設計業務の責任者を配置し、設計体制と合わせて設計業務着手前に市に報告すること。責任者は管理技術者として、一級建築士の資格を有し、実務経験が豊富である者（プール施設の実施設計の実績を有する者）を選定すること。

担当主任技術者は、意匠（一級建築士）、構造（構造設計一級建築士）、電気設備（設備設計一級建築士又は建築設備士）、機械設備（設備設計一級建築士又は建築設備士）の分野毎に配置すること。なお、管理技術者は担当技術者を兼ねることができない。また、管理技術者及び意匠担当技術者は設計企業が直接雇用する者とする。

(5) 設計業務計画書の提出

事業者は、設計業務着手前に詳細工程表を含む設計業務計画書を作成し、市に提出して承認を得ること。

(6) 設計内容の協議等

市は事業者に対して設計の検討内容について、いつでも確認することができる。事業者は設計に当たり、市と協議を行うこと。

(7) 進捗状況の管理

設計業務の進捗管理は、事業者の責任において実施すること。

(8) 設計の変更について

設計の変更に関する事項は、事業契約書にて定める。

(9) 業務の報告及び設計図書等の提出

事業者は、設計業務計画書に基づき定期的に市に対して設計業務の進捗状況の説明及び報告を行うとともに、基本設計及び実施設計の終了時に、設計図書等を市に提出して承認を得ること。

提出する設計図書等の提出書類は次のア及びイとし、その他必要に応じて事業契約書で定める。
なお、設計図書に関する著作権は市に帰属するものとする。

ア 基本設計に係る主な提出書類等

提出書類等
建築（総合）
建築（総合）基本設計図書
・ 設計説明書（意匠計画概要書含む）
・ 仕様概要書
・ 仕上げ概要表
・ 面積表及び求積図
・ 敷地案内図
・ 配置図
・ 平面図（各階）
・ 断面図
・ 立面図
工事費概算書
仮設計画図
仮設計画概算書
建築（構造）
建築（構造）基本設計図書
工事費概算書
設備計画（機械・電気・その他の別）
設備基本設計図書
工事費概算書
その他
概略工事工程表
リサイクル計画書
資料
各種技術資料
各調査報告書

各記録書（諸官庁協議書、打合せ議事録等）

※規格、縮尺、部数、提出方法は、市と事業者が協議して決定する。

※上記のほか、三重県共通仕様書等に準じた書類及び各契約書の条項に記載されている書類（市と事業者が協議して決定する）。

イ 実施設計に係る主な提出書類等

提出書類等
建築（総合）
建築（総合）設計図
・設計説明書
・建築物概要書
・仕様書
・仕上表
・面積表及び求積図
・敷地案内図
・配置図
・平面図（各階）
・断面図
・立面図（各面）
・矩計図
・展開図
・天井伏図（各階）
・平面詳細図
・部分詳細図（断面含む）
・建具表
・外構図
・総合仮設計画図
建築確認申請図書
建築（構造）
建築（構造）設計図
構造計算書
建築確認申請図書
設備計画（各設備）
設備設計図
設備設計計算書
カタログ写し等
建築確認申請図書
数量調書等（建築分・機械分・電気分・その他設備分）
工事積算数量算出書

工事積算数量調書
見積書及び見積比較表
工事設計仕様書（内訳書）
その他
備品リスト
概略工事工程表
許可等申請、各種届出等
各記録書（諸官庁協議書、打合せ議事録等）

※規格、縮尺、部数、提出方法は、市と事業者が協議して決定する。

※上記のほか、三重県共通仕様書等に準じた書類及び各契約書の条項に記載されている書類（市と事業者が協議して決定する）。

(10) 開発許可及び確認申請等

都市計画法に基づく開発許可申請及び建築基準法に基づく確認申請等（都市計画法適合証明書の手続きを含む）を行う際は、申請前に市の確認を受け、確認済証取得時には、市にその旨の報告を行うこと。また、申請前に、「三重県開発許可制度」及びその他の条例等に基づく手続を行うこと。なお、開発許可手続きの要否は、構築物の形状等計画を踏まえて、市が決定する。

(11) 起債関係書類及び国庫補助金申請関係書類等の作成

起債を申請することになった場合には、市において起債申請に必要となる資料（市が示す基準に基づく工事費内訳明細書、図面、共有スペースの按分等）を作成し、市に提出すること。

そのほか、国庫補助金申請関係書類、国庫補助金の算定根拠（施設毎の工事費等の積算内訳書等）及びこれらに係る各種資料（図面）等の作成など、市が国庫補助金申請を行うための書類を必要に応じて作成すること。

9 建設業務に関する要求水準

(1) 業務の対象

事業者は、本要求水準書、提案内容、契約書類、設計図書等に基づき、準備調査等や、施設の建設、既存施設の解体（解体が必要な場合は外構設備を含む。）及び外構工事等一切の工事を行うこと。

事業方式によっては、事業者が建築主となることが想定されるが、その場合には、市と事業者が協議の上で、事業方式にあわせて内容を変更する場合がある。

(2) 業務期間

具体的な業務期間は、提案内容に基づき事業契約書において定める。

(3) 本事業特有の配慮事項

- ・施設整備の工程においては、本運動公園を利用する者の安全を確保すること。
- ・整備エリア内にある既存構築物の解体が必要な場合は、解体撤去工事（外構設備を含む）を事業スケジュールにあわせて実施すること。
- ・市への提出書類（着手時・中間時・完了時）に関しては、市のホームページ「入札・契約関係様式集（工事・コンサル）」に掲載されている様式（「入札・契約関係様式集（工事・コンサル）」内の「契約締結後必要書類」参照）を使用すること。

(4) 着工前の業務

①各種申請業務

- ・事業者は、建設工事に必要となる各種許認可、届出等の手続を事業スケジュールに支障がないように実施すること。市が必要とする場合は、各種許認可等の写しを市に提出すること。

②近隣調査及び準備調査等

- ・着工に先立ち、近隣住民及び公園管理運営受託者との調整及び建築準備調査等を十分に行い、工事の円滑な施工と近隣の理解を得て、安全を確保すること。また、必要に応じて、工事に関して近隣への説明会等を実施し、工事内容についての了解を得るよう努めること。
- ・着工後においては、工事の時間帯や実施曜日等について近隣住民や公園利用者、公園内での催事・大会等に配慮すること。
- ・本事業の工事が近隣の生活環境に与える騒音、振動、悪臭、粉じん、地盤沈下、水枯れ、及び電波障害等の諸影響についてあらかじめ検討、調査し、合理的に要求される範囲の対策を施すこと。
- ・近隣対策の実施については、市に対して事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。

③着工時に提出する計画書

- ・事業者は、工事の着手の前に、建設業務計画書（総合施工計画書、工事全体工程表等）を作成し、市に提出して承認を得ること。

(5) 建設期間中の業務

- ・事業者は、各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画書に従って施設の工事を実施すること。また、事業者は、工事現場に施工記録を常に整備すること。
- ・事業者は、次に掲げる者を定めて工事現場に配置し、市に報告すること。
 - ア 現場代理人
 - イ 専任の監理技術者
- ・現場代理人は、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うこと。
- ・監理技術者は本事業に専任で配置とし、施工計画書の作成、工程管理、品質管理その他技術上の管理及び当該工事に従事する者の技術上の指導監督を行うこと。また、監理技術者は、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者で、監理技術者講習修了証の交付を受けている者とする。
- ・事業者は、施工状況を市に毎月報告するほか、市から要請があれば施工の事前説明及び事後報告を行うこと。
- ・市は、事業者が行う工程会議に立ち会うことができるとともに、いつでも工事現場の施工状況の確認を行うことができるものとし、事業者はこれに協力すること。
- ・工事を円滑に推進できるよう、必要な工事状況の説明及び調整を十分に行うこと。
- ・施工記録を用意して、市の完成確認に備えること。
- ・騒音、振動、悪臭、粉じん、地盤沈下、水枯れ及び電波障害等の諸影響について、十分な対策を施すこと。万一発生した場合は、事業者の責任において適切に対応し、処理すること。
- ・工事により発生した廃棄物等は、法令等の定めに基づき適切に処理、処分すること。発生した廃棄物等のうち、その再生が可能なものは、積極的に再利用を図ること。
- ・隣接する物件や、道路、公園施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損をした場合の補修及び補償は、事業者の負担において行うこと。
- ・工事中は周辺その他からの苦情が発生しないよう注意するとともに、万一発生した苦情その他については、事業者の責任において、工程に支障をきたさないよう適切に対応し、処理すること。
- ・工事現場内の事故災害の発生に十分留意するとともに、周辺地域へ災害が及ばないよう万全の対策を施すこと。
- ・工事車両の通行については、あらかじめ周辺道路の状況を把握し、事前に道路管理者等と協議し、運行速度、交通誘導員の配置、案内看板の設置、車両のタイヤの洗浄、道路の清掃等、十分な配慮を行うこと。
- ・事業者は、市に業務完成届を提出し、市の履行確認を受けた後に、市に施設の引渡しをすること。
- ・市から工事の完成確認通知を受領した後、引渡し予定日までに、施設を市に引き渡すこと。また、施設の引渡し時に、事業者は市に対して設備等の操作説明等を行うこと。

(6) 建設業務に係る提出書類等

ア 工事開始前の提出書類等

- ・工事開始前の主な提出書類は、以下のとおり。

提出書類等
建設業務計画書（総合施工計画書、工事全体工程表等）
その他の関係書類一式（市のホームページ「入札・契約関係様式集（工事・コンサル）」内の「契約締結後必要書類」参照）

※規格、縮尺、部数、提出方法は、市と事業者が協議して決定する。

※上記のほか、三重県共通仕様書等に準じた書類及び各契約書の条項に記載されている書類（市と事業者が協議して決定する）

イ 工事完成時の主な提出書類（工事完成図書）

- ・工事完成時の主な提出書類等は、以下のとおり。

提出書類等
工事完了届
工事記録写真
完成図
・ 建築工事分
・ 各設備分
・ 土木工事分
・ 什器・備品配置
備品リスト
備品カタログ
完成検査調書（事業者が実施したもの）
完成写真
その他の工事関係書類一式

※規格、縮尺、部数、提出方法は、市と事業者が協議して決定する。

※上記のほか、三重県共通仕様書等に準じた書類及び各契約書の条項に記載されている書類（市と事業者が協議して決定する）

10 工事監理業務に関する要求水準

(1) 業務の対象

事業者は、本要求水準書、提案内容、契約書類、設計図書等に基づき、本施設を整備するために必要な工事監理を行うこと。

事業方式によっては、事業者が建築主となることが想定されるが、その場合には、市と事業者が協議の上で、事業方式にあわせて内容を変更する場合がある。

(2) 監理業務の内容

①現場への技術者の派遣

- ・ 工程会議、各種打合せ、各工事の現場確認、中間検査、製品検査及び完成検査を実施すること。

②詳細図の作成

- ・ 設計意図の補足図面等の作成を行うこと。

③材料、仕様、機器類及び色等の検討

- ・ 材料、仕様、機器類及び色等の検討を行うこと。

④施工図の検査、承認

- ・ 施工図、工作図、原寸図の検査及び照査を行うこと。
- ・ 施工要領書、施工計画書の検討及び照査を行うこと。

⑤工事の指示

- ・ 工事の調整を行うこと。
- ・ 工程の検討及び指導を行うこと。
- ・ 工事の確認、監督及び検査並びに指導を行うこと。

⑥追加、変更工事の処理

- ・ 設計変更、追加工事への助言及び資料、図書の作成を行うこと。

⑦出来形検査及び市の完成確認等への協力

- ・ 出来形検査及び市の完成確認等へ協力すること。

⑧その他工事監理に必要な業務

- ・ 建築基準法等の関係法令に基づく手続等を行うこと。

(3) 工事監理体制の報告等

- ・事業者は、工事監理者を配置し、工事監理体制と合わせて監理業務着手前に市に報告すること。
- ・工事監理者は、一級建築士の資格を有し、実務経験が豊富である者（延床面積 2,500 m²以上の建物にかかる工事監理業務の実績を有する者）を選定すること。また、意匠、構造、電気設備、機械設備の分野別に各担当者を配置すること。
- ・市への提出書類（着手時・中間時・完了時）に関しては、市のホームページ「入札・契約関係様式集（工事・コンサル）」に掲載されている様式（「入札・契約関係様式集（工事・コンサル）」内の「契約締結後必要書類」参照）を使用すること。

(4) 工事監理業務計画書の提出

- ・事業者は、工事監理業務着手前に工事監理業務計画書を作成し、市に提出して承認を得ること。

(5) 工事監理者の遵守事項

- ・工事監理者は、工事監理業務にあたって設計図書及び建築基準法等関係法規を熟知し、かつ、工事場所内外の状況、工程、工事内容等を十分に把握した上、工事が完全に施工されるよう厳正かつ誠意を持って監理業務を行うこと。
- ・工事監理者は、施工計画等について十分に検討を行うこと。
- ・工事監理者は、工事監理状況を工事監理日誌に記載し、市に報告すること。
- ・工事監理者は、技術者の月毎の監理日数を市に報告すること。
- ・工事監理者は、事業者から提出される施工図、材料及び仕上げの見本を検討し、設計図書に合致することを確認すること。
- ・工事監理者は、工事の進捗状況を常に把握し、毎月末のその進捗状況を市に速やかに報告すること。なお、必要に応じて市から要請があった場合には、随時報告すること。
- ・工事監理者は、完成検査等に際しては、事前に出来形を確認し、各図書等の資料を整備しておくこと。
- ・工事監理者は、工事の施工内容が設計図書に合致しないと認められる場合は、速やかにその工事の是正等の適正な指示をすること。
- ・工事監理者は、事業者からの提出書類の内容を審査し、各種工事において承諾、立会を行うこと。
- ・工事監理者は、工事の施工等について指示又は承認した事項及び設計図書等に示された事項が適正に処理されていることを確認すること。

(6) 書類の整理

工事監理者は、次に掲げる書類等を現場に備え付け、これを整理しておくこと。

提出書類等
・ 設計図書
・ 共通仕様書
・ 工事費内訳書
・ 施工計画書
・ 工程表
・ 気象表
・ 打合せ簿（施工記録）
・ 出来形調書
・ 各検査に関する書類（材料検査簿、各試験結果表等）
・ 工事写真
・ 工事監理日誌
・ 下請負人届及び資材一覧表
・ その他必要な書類

(7) 工事監理業務完了時の提出資料

・ 工事監理業務完了時の提出資料等は、次のとおり。

提出書類等
業務計画書（業務方針）
業務工程表
管理技術者・主任技術者届
業務実施報告書
月間業務実施表（工事の進捗状況に伴い、実施状況を記録したもの）
工事監理日誌
その他市が指示する書類（市からの指示内容に係る書類）
市との打合せ議事録等

※規格、縮尺、部数、提出方法は、市と事業者が協議して決定する。

※上記のほか、三重県共通仕様書等に準じた書類及び各契約書の条項に記載されている書類（市と事業者が協議して決定する）

1 1 開業準備業務に関する要求水準

(1) 開業に向けた準備業務

- ・事業者は、供用開始日より速やかに本施設の運営業務及び維持管理業務を開始できるよう、供用開始に先立ち、以下の業務を行うこと。
- ・事業者は、本施設の維持管理・運営に必要な人材を確保し、各業務担当者に対して、業務内容や機械操作、安全管理、救急救命、接客応対等、業務上必要な事項について教育訓練を行うこと。
- ・事業者は、施設使用規則の他、個人情報保護マニュアル、危機管理マニュアル等、本業務実施にあたって必要なマニュアルを作成の上、市に提出し、承認を得ること。また、その内容について、業務従事者等への周知徹底を図ること。
- ・各種マニュアルを変更する場合は、市の承認を得ること。

(2) 開館式典の開催支援

- ・本施設の供用開始時に、開館式典を開催するため、支援を行うとともに、同日に開館記念イベントを実施すること。なお、実施にあたっては市民が広く参加できるものとして、費用対効果を考慮して計画すること。

1 2 維持管理業務に関する要求水準

(1) 基本要件

①業務の対象

事業者は、施設の供用開始から事業期間終了まで利用者が安心して快適に本施設を利用できるように、本施設をその機能及び性能が要求水準どおりに発揮できるように維持すること。

維持管理業務を遂行するにあたっては、本要求水準書のほか、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修・建築保全業務共通仕様書（最新版）」を参考にすること。維持管理業務に際して必要と考えられる消耗品は、全て事業者が用意し、必要に応じてその都度更新すること。

プールの公認の申請（新規・更新）にあたっては、事業者が、申請書類の作成など必要な諸手続きを自らの負担で行うこと。

②業務期間

本施設の供用開始から事業期間終了までとする。

③業務の区分

- 1) 建築物保守管理業務
- 2) 建築設備保守管理業務
- 3) 外構等保守管理業務
- 4) 清掃業務
- 5) 警備業務
- 6) 什器・備品等保守管理業務
- 7) 環境衛生管理業務
- 8) 修繕業務 ※
- 9) その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

※事業期間中は、建築物及び建築設備等に係る大規模修繕の実施は想定していない。また、事業期間中に実施する場合においては、市が実施する方法や、市が必要な費用を負担することで実施する方法を想定している。よって、事業者の業務対象範囲外とする。なお、大規模修繕とは、建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕をいう（「建築物修繕措置判定手法（（旧）建設大臣官房官庁営繕部監修、平成5年版）」の記述に準ずる。）。ただし、施設特性等を考慮して、以下の事項に関しては、大規模修繕として、市が費用を負担するものとする（*更新=新しいものに取り替えること）。

・電気設備

照明器具について同じ使用条件の器具全体を交換する場合
直流電源装置の蓄電池について全セル更新を実施する場合
直流電源装置の充電装置について装置全体を更新する場合
無停電電源装置について装置本体及び切換部を更新する場合

・機械設備

温熱源機器の更新

④業務仕様書

事業者は、維持管理業務の開始に先立ち、市と協議の上、業務範囲、実施方法及び市による履行確認手続等を明記した維持管理業務仕様書を作成すること。維持管理業務の詳細な内容及びその実施頻度等は、事業者が提案し、市が承諾するものとする。

⑤年度業務報告書

事業者は、維持管理業務に係る業務報告書（月次報告書、年次報告書）を作成し、必要に応じて、各種記録、図面、法定の各種届出、許認可証及び設備管理台帳等と合わせて市に提出すること。また、本要求水準書との整合性の確認結果報告書及び提案書類との整合性の確認結果報告書についても提出すること。

この他、建築基準法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく定期調査等の報告書を作成し、市に提出すること。なお、これら一連の書類については、事業期間を通じて保管・管理すること。

⑥業務遂行上の留意事項

1) 基本的事項

事業者は、以下の事項に留意して維持管理業務を実施すること。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">a 施設の運営状況に対応した維持管理を行うこと。b 関係法令等を遵守し、必要な手続きを行うこと。c 設備等の保全台帳を整備するとともに、施設が有する機能及び性能等を保つこと。d 創意工夫やノウハウを活用し、合理的かつ効率的な業務実施に努めること。e 利用者の健康被害を未然に防止すること。f 物理的劣化等による危険・障害等の発生を未然に防止すること。g 環境汚染等の発生防止に努めるとともに、省資源、省エネルギーに努めること。h 維持管理費用縮減につながる取り組みを積極的に行うほか、ライフサイクルコスト削減に努めること。i 予防保全の考え方を重視し、施設設備の長寿命化を図り、また、大規模修繕の時期をできるだけ先延ばしするよう努めること。 |
|--|

2) 法令等の遵守

関係法令、関係技術基準等を充足した維持管理業務計画書を作成し、これに基づき業務を実施すること。

3) 業務実施体制の届出

事業者は、維持管理業務の実施にあたって、その実施体制（業務責任者及び業務担当者の経歴を明示した履歴書並びに名簿等を含む。）を維持管理業務の開始2ヶ月前までに市に届け出ること。

4) 業務担当者

・事業者は、適切で丁寧な作業を実施できるよう、業務遂行に最適と思われる業務担当者を選定すること。

- ・法令等により資格を必要とする業務の場合には、有資格者を選任し、事前にその氏名及び資格を市に通知すること。
- ・業務担当者は、業務従事者であることを容易に識別できるようにして、作業に従事すること。
- ・事業者は、業務担当者が他に不快感を与えないような服装かつ態度で接するように十分指導監督すること。

5) 点検及び故障等への対応

点検及び故障への対応は、維持管理業務計画書に従って速やかに実施すること。

6) 緊急時の対応

- ・事故・火災等による非常時及び緊急時の対応について、あらかじめ市と協議し、維持管理業務計画書に記載すること。
- ・事故・火災等が発生した場合は、維持管理業務計画書に基づき直ちに被害の拡大防止及び復旧に必要な措置を講じるとともに、市及び関係機関に報告すること。
- ・事業者は、設備の異常等の理由で、市から要請を受けた場合には、業務計画外であっても関連業務の責任者又は作業従事者を速やかに現場に急行させ、異常箇所の修理、復旧等の対策を講じさせること。この場合の増加費用は、市の負担とするが、施設等の瑕疵、保守点検の不良等、事業者の責めに帰すべき事由がある場合には、事業者が負担するものとする。

7) 協議等

- ・協議が必要と判断される事項については、事業者は、事前に市と協議すること。
- ・事業者は、維持管理に係る各業務の記録を保管し、市の求めに応じて速やかに提出できるようにしておくこと。

8) 各種提案

維持管理業務の実施結果の分析及び評価を基に、各種提案資料を作成し市に提出すること。提案の内容については、市と協議の上、翌年度以降の維持管理業務計画書に反映すること。

9) 関係諸機関への届出・報告

事業者は、維持管理に係る各業務の責任者に、必要に応じて、関係諸機関等への報告や届出を実施させるとともに、緊急時における関係機関への連絡等を行わせること。

10) その他

事業者は、業務の一部を、あらかじめ市に書面で申請し、承諾を得た場合、第三者に委託することができるものとする。

(2) - 1 建築物保守管理業務

①業務の対象

事業者は、本施設の建築物等の構造部、仕上げ材、階段、建具（内部・外部）等の各部位について破損、汚損がなく、安全に機能し、外観・景観上、清潔かつ美しい状態を保つよう維持管理する

こと。また、建築基準法の定期調査・検査報告（建築）等に準拠するとともに、本施設の完全な運用が可能となるように実施設計図書に定められた所要の性能及び機能を保つこと。

②要求水準

- ・適正な性能、機能及び美観が維持できる状態に保つこと。
- ・部材の劣化、破損、腐食、変形等について調査・診断・判定し、迅速に修繕等を行い、適正な性能及び機能、美観が発揮できる状態に保つこと。
- ・金属部の錆、結露、カビの発生を防止すること。
- ・作業時には、建築物内外の通行等を妨げず、運營業務に支障をきたさないこと。
- ・建築物において重大な破損、火災、事故等が発生し、緊急に対処する必要がある場合の被害拡大防止に備えること。
- ・クレーム、要望、情報提供等に対し、迅速な判断により対処すること。

(2) - 2 建築設備保守管理業務

①業務の対象

事業者は、本施設の建築設備全般に関して、建築基準法の定期調査・検査報告（設備、昇降機、防火設備）や消防法の定期点検制度（消防用設備等点検、防火対象物の定期点検）等の関連法令等に準拠するとともに、本施設の完全な運用が可能となるように実施設計図書に定められた所要の性能及び機能を保つこと。

②要求水準

1) 運転・監視

- ・設備保守点検は施設の内外を問わず各施設を巡回し、修理・改善箇所、清掃等に気を配り、施設の維持管理に努めること。
- ・諸室の用途及び気候の変化等を勘案し、利用者の快適性を考慮に入れて、適正な操作によって各設備を効率よく運転、監視すること。
- ・施設内の温度及び湿度を定期的に測定し、空調設備の作動状況を適正に保つこと。
- ・プールの水温については、利用者が快適に利用できるよう、適切に管理すること。
- ・各設備の運転中、操作又は使用中及び点検作業中に障害となりうるものの有無を確認し、発見した場合は除去もしくは適切な対応を取ること。

2) 法定点検

- ・各設備の関係法令の定めにより点検を実施すること。
- ・点検により設備が正常に機能しないことが明らかになった場合、適切な方法（保守、修繕、交換、分解整備、調整等）により対応すること。

3) 定期点検

- ・各設備について、常に正常な機能を維持できるよう設備系統ごとに定期的に点検を実施すること。
- ・点検により設備が正常に機能しないことが明らかになった場合、又は何らかの悪影響を及ぼすと

考えられる場合には、適切な方法（保守、修繕、交換、分解整備、調整等）により対応すること。

4) 劣化等への対応

- ・劣化等について調査、診断及び判定を行い、適切な方法（保守、修繕、交換、分解整備、調整等）により迅速に対応すること。

(2) - 3 外構等保守管理業務

①業務の対象

事業者は、本施設の整備エリア内の外構等（植栽、工作物等も含む。）に関し、関連法令に準拠するとともに、美観を保ち、年間を通じて安全性を保つよう維持管理すること。

②要求水準

1) 外構

- ・機能上、安全上また美観上、適切な状態に保つこと。
- ・部材の劣化、破損、腐食、変形等について調査・診断・判定により、迅速に修繕等を行い、部材の劣化、破損、腐食、変形等がない状態に保つこと。
- ・業務の遂行にあたっては、整備エリア内の通行等を妨げず、運營業務に支障をきたさないこと。
- ・重大な破損、事故等が発生し、緊急に対処する必要がある場合の被害拡大防止に備えること。

2) 植栽

- ・植栽の維持管理にあたっては、利用者及び通行者の安全確保に配慮すること。
- ・植物の種類、形状及び生育状況等に応じて、適切な方法による維持管理を行うこと。
- ・美観を保ち、利用者及び通行者等の安全を確保するための草刈り、除草等を随時行うこと。
- ・植栽の維持管理については、利用者及び通行者の安全確保に配慮すること。
- ・樹木等により、照明等を遮らないようにすること。
- ・使用薬剤及び肥料等は、環境及び安全性に配慮して選定すること。
- ・植栽における病虫害の発生状況の点検及び初期防除に留意すること。やむを得ず農薬を散布する場合には、周辺への飛散により健康被害を及ぼすことのないように最大限配慮すること。また、農薬は適切に保管すること。
- ・強風に対する補強や冬季の保温等、必要な養生を行うこと。

(2) - 4 清掃業務

①業務の対象

本施設及び事業用地内を美しく衛生的に保ち、本施設における公共サービスが円滑に提供され、施設の利用者が安全かつ快適に利用できるよう、清掃を実施すること。

②要求水準

1) 業務全般についての要求水準

- ・業務に使用する用具及び資材等は、常に整理整頓に努め、人体に有害な薬品等は関係法令等に準

抛し厳重に管理すること。

- ・作業においては電気、水道等の計画的な節約に努めること。
- ・業務終了後は、各室の施錠確認、消灯及び火気の始末の確認を行うこと。
- ・業務に使用する資材・消耗品は、品質保証のあるもの（J I Sマーク商品等）の使用に努めること。また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）の特定調達物品の使用等地球環境に配慮した物品の使用に努めること。
- ・本施設で発生するゴミ等の廃棄物は、市の条例等に従い、適切に搬出・処分すること。

2) 施設清掃

a 業務内容

- ・建物内外の仕上げ面及び家具・備品等を適切な頻度・方法で清掃する。

b 要求水準

- ・仕上げ材の性質等を考慮しつつ、日常清掃、定期清掃及び特別清掃を適切に組合せた作業計画を立案・実施し、施設的美観と衛生を保つこと。
- ・更衣室、シャワー室、トイレは、営業時間中定期的に巡回し、備品類の整理整頓、毛髪や水滴等の除去、消耗品類の補充等を行い、常に利用者が衛生的かつ快適に利用できる状況を維持すること。

3) 施設清掃業務の種類

a 日常清掃

- ・利用者が快適に本施設を利用できるよう、プールサイド床等・浴室・浴槽等・屋内の床・階段・手すり等の清掃・ごみ拾い、テーブル・椅子等の什器備品の清掃、ごみの収集・処理等を日常的に実施し、美観と衛生を保つこと。
- ・トイレは、衛生消耗品の補充、衛生機器の洗浄、汚物処理及び洗面所の清掃を日常的に実施し、間仕切り及び施錠等についても汚れがないようにすること。

b 定期清掃

- ・事業者は、日常清掃では実施しにくい本施設の清掃を定期的に行うこと。定期清掃は、対象とする施設ごとの用途や特性に応じ、適切な頻度を提案すること。なお、定期清掃は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」等の関連法令等に基づき実施すること。
- ・床洗浄・ワックス塗布、マットの清掃、壁面・窓ガラス・建具・照明器具、換気扇・フィルターの吹出口、棚や頭上構造物・屋根裏の梁材（天井を有しない場合）等の塵埃が堆積しやすい箇所等の清掃等を行い、日常清掃では除去しきれない埃、ごみ、汚れ、シミ及び落書き等の除去や、施設の劣化防止処理等を行うこと。
- ・温水プールの水槽、温浴施設の浴室、浴槽、脱衣場、配管等については、洗浄・殺菌を実施し、衛生的な環境を維持し、感染症等の発生を抑止すること。
- ・本施設の敷地内に埋設された排水管、側溝、排水枡等については、破損、破片、詰まり、泥やごみの堆積等がないか、定期的に点検、清掃等を実施すること。

(2) - 5 警備業務

①業務の対象

事業者は、本施設を保全し、利用者等の安全を守り、公共サービスの提供に支障を及ぼさないように、本施設の内部から敷地周辺まで、防犯・警備・防火・防災を適切に実施すること。

なお、事故、犯罪、火災、災害等が発生した場合は、速やかに現場に急行し、市及び関係機関へ通報・連絡を行えるための体制を整えること。

②要求水準

1) 業務全般についての要求水準

- ・ 24時間 365日、本事業区域内の警備を行うこと。
- ・ 本施設の用途、規模、開館時間及び利用状況等を勘案し、利用者の安全性も考慮に入れた適切な警備計画を立て、犯罪・災害等の未然防止に努めること。

2) 防犯・警備

- ・ 警備方法は、機械警備を基本とし、必要に応じて有人警備を行うこと。また、監視カメラで録画した映像は、適正に保存・管理することとし、市の要求に応じて速やかに閲覧できるようにすること。
- ・ 建物及び敷地内への不審者・車両等の侵入防止を行うこと。
- ・ 定期的に巡回し、事故、施設の損傷、盗難等の予防並びに利用者及び施設従業者等の安全を確保すること。
- ・ 夜間及び休館日等、本施設が無人となる際においても、施設の利用区分やセキュリティラインを踏まえた機械警備を行うこと。
- ・ 機械警備設備については、適切に作動するように保守管理を行うこと。

3) 防火・防災

- ・ 緊急時の安全避難手段を確保し、避難経路及び避難装置に明確な表示を施すこと。
- ・ 避難経路からは常時障害物を取り除いておくよう努めること。
- ・ 急病・事故・犯罪・災害等、緊急の事態が発生したときは、現場に急行し、応急措置を行うこと。
- ・ 災害及び火災が発生した場合又は発生する恐れがある場合は、防火管理者が定める防災計画に従い、速やかに対応すること。

(2) - 6 什器・備品等保守管理業務

①業務の対象

事業者は、本施設の運営に支障をきたさないよう施設運営上必要な什器・備品等を適切に管理し、必要に応じて更新を行うこと。また、消耗品については、在庫を適切に管理し、不足が無い状態を保つこと。

②要求水準

1) 備品等の管理

事業者は、運営に支障をきたさないよう運営上必要な備品を適宜整備して管理を行うとともに、不具合の生じた備品については、随時、修繕等を行い、常に良好な状態を維持すること。消耗品については、在庫を適切に管理し、不足がないようにすること。

2) 備品台帳の整備

- ・事業者は、本施設の什器備品等に関する台帳（品名、規格、金額（単価）、数量等）を作成し、適切に管理すること。

(2) - 7 環境衛生管理業務

①業務の対象

事業者は、本施設及び敷地を美しく衛生的に保ち、本施設におけるサービスが円滑に提供されるよう、関係法令に基づいて、環境衛生業務を実施すること。

②要求水準

1) 業務全般についての要求水準

- ・事業者は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」等の関連法令等に基づき、施設管理上で必要な測定、検査、調査等の業務を行い、給排水、空気環境、騒音、臭気、振動等の管理を適切に行うこと。
- ・関係官庁の立入り検査が行われるときには、その検査に立ち会い協力すること。
- ・関係官庁から改善命令を受けたときには、その主旨に基づき、関係する業者に周知するとともに、具体的な改善方法を総括責任者及び市の担当者に具申すること。

2) 屋内温水プール

- ・「遊泳用プールの衛生基準」（厚生労働省通知）に基づき、管理責任者、衛生管理者を置くこと。衛生管理者は、プールにおける安全及び衛生についての知識及び技能を有するものを充てること。
- ・事業者は、「遊泳用プールの衛生基準」に基づいて、プールの水質管理を行うこと。
- ・不特定多数の利用者が使用する設備・備品等について、適切な衛生管理を行うこと。
- ・更衣室（シャワー室、トイレ等含む。）は、営業時間中定期的に巡回し、常に利用者が衛生的かつ快適に利用できるよう、備品類の整理整頓、毛髪や水滴等の除去、消耗品類等の補充等を行うこと。
- ・プールの維持管理に用いる消毒剤や測定機器等必要な資材を適切に保管・管理すること。また、第三者が容易に手を触れられないよう、薬品の保管・管理に留意すること。
- ・使用する薬剤が消防法及び労働安全衛生法に規定する危険物に該当する場合は、これらの法律を遵守すること。
- ・レジオネラ症に対しては、発生を未然に防止するために、関連法規による基準等を遵守した上で、より積極的な衛生管理に努力すること。

(2) - 8 修繕業務

①業務の対象

事業者は、事業期間中にわたって施設の機能及び性能を維持し、本施設における公共サービスが円滑に提供され、施設の利用者が安全かつ快適に利用できるよう、修繕（保全）計画に基づいて修繕を行うこと。なお、ここでいう修繕は計画修繕、経常修繕をいう。

②要求水準

1) 経常修繕に関する要求水準

- ・本施設における建築物、建築設備、備品等について、日常的で小規模な修繕を行うこと。必要に応じて、雨漏りの修繕や部品の交換や施設の補修等の修繕を行うこと。

2) 計画修繕に関する要求水準

- ・本施設における建築物、建築設備、備品等を長く使用できるよう事業期間全体にわたる「長期修繕計画書」を作成し、長期的な計画を立てた上で修繕を行うこと。特にプールに固有の設備として、プール循環ろ過設備、熱源設備等については、適切な修繕計画を実施することで、公共サービスが円滑に提供されるように心がけること。

3) 修繕に係る確認等

- ・事業者は、施設の修繕・更新を行った場合、その箇所について市に報告を行い、必要に応じて市の立会いによる確認を受けること。
- ・事業者は、施設の修繕・更新を行った場合、その内容を履歴として記録に残し、以後の維持管理業務を適切に実施すること。また、修繕・更新内容を施設台帳等の電子媒体及び完成図面等に反映させ、常に最新の設備等の状態がわかるよう電子情報及び図面等を整備し、使用した設計図、完成図等の書面を市に提出すること。

13 運營業務に関する要求水準

(1) 基本要件

①業務の対象

事業者は、運營業務仕様書、年度ごとに事業者が作成して市の承認を得た運營業務計画書、事業契約書、本要求水準書及び提案書類に基づき、利用者に適切なサービスを提供するとともに、より効率的な施設運営ができるよう、以下の内容の運營業務を実施すること。

なお、本施設の開業準備期間において、業務実施に必要な人員を配置するとともに、運営スタッフの研修を実施する等、十分な準備を行うこと。

運營業務に際して必要と考えられる消耗品はその都度更新すること。

②業務期間

本施設の供用開始から事業期間終了までとする。

③業務の区分

- 1) プール運營業務
- 2) 水泳授業に関する運營業務
- 3) 共用エリア運營業務
- 4) 総合管理業務
- 5) スポーツ推進・健康増進事業
- 6) その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

④業務仕様書

事業者は、運營業務の開始に先立ち、市と協議の上、業務範囲、実施方法、市による履行確認手続等を明確にした運營業務仕様書及び運営マニュアルを作成すること。具体的な内容等については、事業者が提案し、市の承認を得るものとする。

⑤年度業務計画書

事業者は、毎年度、運營業務の実施に先立ち、実施体制、実施工程等、必要な項目を記載した運營業務計画書を作成し、市に提出した上、承認を得ること。

また、毎年度の運營業務計画書を作成するにあたっては、日頃から利用者等の意見や要望を把握するよう努めるとともに、より良い運営のあり方について検討すること。

なお、運營業務計画書は、当該業務実施年度の前年度の2月末日（最初の業務実施年度に係る運營業務計画書については本施設を市へ引き渡す予定日の1ヶ月前の日）までに市へ提出すること。

⑥年度業務報告書

事業者は、運營業務に係る業務報告書（本施設の利用状況（施設別の利用者数、利用料・売上等の収入状況、利用者からの苦情とその対応状況、実施した事業内容及び実績等）を含むもの）を「月報」「四半期報」「年報」として作成するとともに、必要に応じて、各種記録、図面、法定の各種届出、許認可書等と併せて市に提出すること。また、要求水準書との整合性の確認結果報告書

及び提案書類との整合性の確認結果報告書についても提出すること。なお、これら一連の書類については、事業期間を通じて保管・管理すること。

⑦業務遂行上の留意事項

1) 施設供用

- ・本施設では、一般利用や専用利用、水泳授業といった複数の利用区分があるほか、市民等は健康増進やリフレッシュなど、幅広い目的で利用することを踏まえて、曜日・時間別のプールのエリア分けなどの供用スケジュールや使用規定を分かりやすく周知すること。
- ・供用スケジュールの作成にあたっては、曜日や時間帯別のニーズを考慮するとともに、定期的に見直しを行うこと。

2) 法令等の遵守

- ・事業者は、必要な関係法令、技術基準等を充足した運営業務計画書を作成し、これに基づいて業務を実施すること。

3) 業務実施体制の届出

- ・事業者は、運営業務の実施にあたって、その実施体制（運営スタッフの経歴を明示した履歴書及び資格証書（有資格者の場合）等を含む）を開業準備期間の開始2ヶ月前までに市に届け出ること。
- ・事業者は、運営業務の全体の総括責任者及び運営業務の区分ごとの業務責任者を定めること。
- ・総括責任者及び業務責任者を変更した場合には、市に届け出ること。なお、運営業務総括責任者と各業務責任者は、要求水準及び関係法令等の満足並びに業務の円滑な実施が担保される場合に限り、兼務も可能とする。
- ・運営総括責任者は基本的に常駐とすること。

4) 業務従事者（運営スタッフ）

- ・事業者は、適切な業務を実施できるよう、運営業務の責任者を選任すること。また、業務別、施設別等の業務遂行に最適と思われる実施体制を構築し、必要な業務責任者、業務担当者を選任・配置すること。
- ・法令等により資格を必要とする業務の場合には、有資格者を選任し、事前にその氏名及び資格を市に通知すること。
- ・各業務担当者に対して、能力開発研修を定期的に行う等、利用者に満足され、円滑な運営業務を継続的に実施するよう努めること。
- ・業務担当者は、運営スタッフであることを容易に識別できる服装で、作業に従事すること。また、事業者は、運営スタッフが、利用者等に対して不快感を与えないような服装、態度、言動で接するように十分指導監督・教育すること。

5) 指定管理者制度

- ・市は、事業者から提案があれば、事業者を指定管理者に指定することで、地方自治法第244条の2の規定により、指定管理者に公の施設の利用に係る料金を収入として収受させることができる

「利用料金制度」を導入する。これにより、事業者は公の施設の利用者からの利用料を収入とすることができる。

6) 研修等

- ・事業者は、開業準備期間・運営期間において、質の高いサービスの提供のために、運営スタッフ等の教育及び研修を継続的に行うこと。
- ・実施内容については、運営業務報告書に記載し、市に報告すること。

7) 安全・衛生管理

- ・事業者は、運営スタッフの健康診断を年1回以上行うこと。
- ・本施設の安全・衛生管理の適正な履行状況について、必要に応じて市に確認を行い、不適合箇所が指摘された場合、事業者は、市が定める期間内に改善報告書を市に提出すること。
- ・事業者は、市及び保健所等の立入検査が行われる場合は、これに応じること。

8) 緊急時（急病・災害等）の対応

- ・事業者は、本施設の利用者等の急病、事故、犯罪、災害等、緊急の事態が発生したときは、応急措置を行えるよう、事務室等に簡易な薬品等を用意するほか、様々なケースを想定して、日頃から訓練を行い備えておくこと。
- ・災害時等の対応として、その運営に全面的に協力すること。なお、この際に生じた経費や器物破損による修繕費用については、市と協議して精算を行う。
- ・事故・火災等が発生した場合には、直ちに被害の拡大防止及び復旧に必要な措置を講じるとともに、市及び関係機関に連絡すること。
- ・災害が発生した場合の対応マニュアルを市と協議の上整備し、緊急時の対応について対策を講じること。
- ・本施設は災害時の一時避難場所としての利用を想定している。本施設が避難所として使用される際には、市の指示に従って適切な対応をすること。

9) クレーム・事故対応

- ・事業者は、利用者からのクレームや要望等に対し、事実関係を確認の上、速やかに対応し、改善等の処置を講ずること。また、事業者により判断が困難な場合は市と協議すること。
- ・事業者は、想定されるクレーム内容と適切な対処についてのマニュアルを作成し、運営スタッフ等に配布するとともに理解の徹底を図ること。マニュアルは運営期間中に適宜内容を見直し、その都度、運営スタッフ等への徹底を図ること。
- ・事業者は、クレームの内容と対処結果についての記録を残し、毎月の運営業務に係る業務報告書に記載し、市へ報告すること。
- ・事業者は運営業務の実施に伴い発生した事故、利用者等から寄せられた運営業務に関するクレーム等に対して、再発の防止措置を含め迅速かつ適切に対応し、対応の結果を速やかに市に報告すること。また、事業者の運営業務の範囲外での事故や苦情等を受けた場合、市に速やかに報告し、対応について協議すること。
- ・市と事業者による定例の会議を設定すること。

1 0) 協議等

- ・協議が必要と判断される事項については、事業者は、事前に市と協議すること。
- ・事業者は、各業務の記録を保管し、市の求めに応じて速やかに提出できるようにしておくこと。

1 1) 関係諸機関への届出・報告

- ・事業者は、運營業務を実施するにあたり、関係官公署等へ必要な届出や報告を行うとともに、緊急時の関係機関への連絡等を行うこと。

1 2) その他

- ・事業者は、業務の一部を、あらかじめ市に書面で申請し、承諾を得た場合、第三者に委託することができるものとする。

(2) — 1 プール運營業務

①業務の対象

事業者は、利用者が快適かつ安全、安心な屋内温水プールの利用ができるよう運營業務を実施すること。

②要求水準

1) 安全管理

- ・監視員は監視室及びプールサイド等の適切な位置に適切な人数を配置し、屋内温水プール内の安全確保に配慮すること。
- ・利用者の注意事項、利用時間、プールの見取り図等を更衣室及び遊泳者の確認しやすい場所に掲示すること。
- ・プール利用者の安全確保及び事故防止のため、水中・水面を中心にプール場内全域において監視を行うこと。
- ・事故が発生した場合は、救助、連絡、場内整理を行う。また、AEDを備え、救命行為ができる体制を整えること。
- ・利用者の年齢、体格等に応じ、利用するプールやエリアの指示、保護者の付き添いを求める等の指導を行うこと。
- ・プール場内での禁止事項について、決まりを守るよう指導すること。
- ・監視員は自らの監視業務の交代時間が過ぎても、交代要員が来るまでは、持ち場を離れないこと。

2) 衛生管理

- ・プール内への入水前及びトイレの利用後等、利用者にシャワーによる身体の洗浄を十分に行わせること。動線上のバリアフリーに配慮すること。
- ・屋内温水プール利用者には、スイミングキャップの着用を義務付けること。
- ・不特定多数の利用者が使用する備品等については、必要に応じて清掃を行い、常に衛生的な状態を維持すること。

- ・遊泳を介して他者に感染させる恐れのある感染症にかかっている疑いのある者、泥酔者及び他の利用者の快適な利用に支障をきたすことが明らかである者には、遊泳させないこと。
- ・本施設内で、プールに起因する疾病等が発生した際には、直ちに管轄の保健所に通報し、その指示に従うこと。また、事故発生時には、直ちに関係機関に通報するとともに速やかに保健所に報告すること。
- ・温水プールの水質の維持管理等の参考のため、利用者数は常に把握すること。
- ・利用者に対し、原則、化粧はあらかじめ落としの上での利用を求めること。
- ・プールの水質は、関係法規に規定された基準を保つこと。
- ・レジオネラ属菌の発生を未然に防止し、また、レジオネラ菌を不活性化するために、より積極的な衛生管理に努めること。
- ・水質検査は、関係法規に準拠し、実施すること。
- ・水質検査の結果が水質基準に達しない場合には、市及び保健所に報告するとともに、速やかに改善を図ること。
- ・プールの維持管理に用いる消毒剤や測定機器等必要な資材を適切に保管・管理すること。また、薬品の保管管理にあたっては、第三者が容易に手を触れられないような措置をとること。
- ・使用する薬剤が「消防法」及び「労働安全衛生法」に規定する危険物に該当する場合は、これらの法律を遵守すること。なお、プール水の消毒に液体塩素を用いる場合は、塩素ガスの漏出等による危害を防止するため、「高圧ガス保安法」、「労働安全衛生法」などの関係法規を遵守し、適切に管理すること。

3) 温度管理

- ・各プールの水温は、利用者が快適に利用できるよう、常に適切な水温に管理すること。
- ・屋内温水プール内の室内温度については、利用者が快適に利用できるよう、常に適切な室内温度に管理すること。

(2) - 2 学校の水泳授業に関する運営業務

①業務の対象

事業者は、本施設で実施予定の小・中学校の水泳授業が円滑に実施できるよう、児童生徒の受け入れ、指導補助等の支援を行うこと。

②要求水準

- ・学校の水泳授業等での使用については、市等と協議調整し、あらかじめ計画するとともに 学校の水泳授業等で使用する場合は一般利用に優先して使用するものとする。
- ・学校の水泳授業利用時は、専門的知識を有した水泳指導員（インストラクター）を配置し、水泳指導をすること。
- ・安全面に十分配慮し、常時1名以上の監視員を配置すること。
- ・学校の水泳授業等利用時には、緊急時の救護対応ができるよう、施設内に救護責任者を常駐させること。
- ・学校の水泳授業の詳細な実施日程や時間帯等については、各事業年度の前年度に市と協議し、決定するものとする。

- ・学校の水泳授業等利用時において、プールの一般利用者との同時利用は原則行わないものとする。
- ・低身長の子童生徒への対応として、水深等を考慮し、事業者側で安全対策を講じること。なお、提案内容がプールフロアを設置する場合などにおいては、その設置・入替は、授業の運用に支障が出ないよう事業者側で行うこと。また、プールフロアの配置は授業の運用方法に合わせ、適宜変更できるようにすること。
- ・プールの水深は、使用する学年に合わせ適宜調整できるものとする。
- ・現時点では多度学園の水泳授業の受入れ（学校の水泳授業のスケジュールは「資料1 学校の水泳授業」に示すとおりとする。）を予定している。他の小・中学校の水泳授業受入れについても、市から指示があった際は優先的に受け入れすることを協議する必要がある。

（２）－３ 共用エリア運營業務

①業務の対象

事業者は、利用者が目的にあわせて多目的ルームを利用できるよう、会場予約受付や鍵の貸出、利用時の机等備品貸出等の業務を適切に行うこと。なお、市では、多目的ルームは、会議室や軽運動の場、大会開催時の控室等として利用されることを想定している。

②要求水準

利用者の入室及び退室時の鍵の授受等、会議室の開閉方法等については、事業者の提案とし、市と協議の上決定すること。

コミュニティスペースは、市民等の交流の場として供用すること。

（２）－４ 総合管理業務

①業務の対象範囲・内容

事業者は、本施設の円滑な運営と一層の利用向上に向けた、各種総合的な施設管理業務を適切に行うこと。

②要求水準

1) 総合案内・広報業務総合案内・広報

- ・事業者は、本施設の各種情報の内容を含んだホームページを開設・運用し、随時最新の情報を発信・案内すること。
- ・サーバーは事業者にて確保すること。また、情報システムのメンテナンスを適切に行い、セキュリティの確保及び情報漏洩の防止を徹底すること。
- ・事業期間終了時に、事業者（構成員及び協力企業を含む）が有する当該ホームページに関する知的財産権の一切を市に引渡すこと。
- ・本施設に関するパンフレット・リーフレット等を作成し、配布すること。
- ・パンフレットの内容は、事業者にて作成の上、市の承認を得ることとし、適宜見直しを行うこと。
- ・事業期間終了時に、事業者（構成員及び協力企業を含む）が有する当該パンフレットに関する知的財産権の一切を市に引渡すこと。

- ・利用が促進されるよう、積極的かつ効果的な広報・宣伝活動を行うこと。

2) 利用料金徴収

- ・事業者は、利用者から本施設の利用料金を適切に徴収すること。
- ・利用料金の徴収方法については、利用者の利便性や業務の効率化を考慮し、事業者の提案に基づき市と協議するものとする。
- ・市の条例に基づき、利用の中止や利用の取り消し等に伴う事前に収受した利用料金は原則払い戻すこと。利用料金の払い戻し方法は事業者の提案によるものとする。

3) 受付対応

- ・事業者は、本施設内受付における、受付・利用料金徴収・各種案内等の利用者への対面対応を利用者の円滑かつ快適な利用がされるよう適切に実施すること。
- ・利用者の円滑かつ快適な施設利用の妨げとならないよう、適切かつ丁寧な対応を行うこと。
- ・施設の利用方法や料金体系について、利用者に分かりやすく掲示すること。
- ・高齢者や障がい者の円滑な利用に十分配慮すること。
- ・一部利用者による不適切な利用等、利用者の安全性や快適性に支障をきたすような際には、関係機関に連絡する等、適切な処置を行うこと。

4) 予約受付・利用許可

- ・事業者は、利用者の予約受付及び利用許可を適切に行うこと。
- ・予約受付方法、予約手続き及び予約確定（利用許可）等、運用の方法については、事業者から提案し、市と協議の上決定すること。

5) 備品貸出

- ・事業者は、利用者が施設利用時に必要とする備品及び用具の貸出について、適切に管理すること。
- ・備品及び用具の適切な貸出方法を設定し、その内容に基づき管理し、貸し出し状況を適宜把握すること。
- ・備品及び用具の保管庫からの出し入れ等を利用者自身が行う場合、必要に応じて、組み立てや取り付け方法等の説明及び援助を行うこと。
- ・利用者に対し、保管庫への備品及び用具の収納について適切な指導を行い、常に保管庫内を整理整頓された状態に保つこと。

6) 庶務

- ・事業者は、本施設の運営上必要な庶務業務を適切に行うこと。
- ・本施設の利用に関する規則を作成すること。
- ・本施設の利用者状況等の統計・データ分析を適宜行うこと。市から資料の提供依頼があった際には、速やかに対応すること。なお、利用者に関する情報等を取り扱う際には、「個人情報の保護に関する法律」及びその他関連法令を遵守すること。
- ・本施設に関する文書を適切に管理すること。

- ・電話対応を適切に行うこと。
- ・本施設の各諸室等の鍵の管理を適切に行うこと。第三者の手が届かないよう厳重に管理すること。
- ・利用者等の遺失物があった際には、記録をつけ、適切に管理すること。
- ・本施設への来客・見学者等へは適切に対応すること。

(2) - 5 スポーツ推進・健康増進事業

①対象範囲・内容

- ・事業者は、市民のスポーツ参加率の向上や健康増進のほか、本施設の利用促進を図る目的で、プールにてスポーツ推進・健康増進事業を実施すること。
- ・スポーツ推進・健康増進事業は、市から事業者を支払われる対価を充当（参加料で賄うことができない分へ充当）することができる。ただし、費用対効果を考慮して計画すること。

②要求水準

- ・スポーツ推進・健康増進事業の対象となるプログラムやイベントは下記のものが該当する（いずれも、期間限定で実施するもの）。
 - ア 一般市民を対象としたもののうち、参加料が無料又は安価なもの（目安：実費負担程度）
 - イ 競泳等における競技力向上を目的としたもの
 - ウ 大会や測定会の主催
 - エ 水泳の普及をテーマとした市民イベント（市民が広く参加できるもの）
- ・本施設を会場として、桑名市水泳協会が主催となって「市民大会」が年2回（8月中旬～下旬頃）開催される。当日の運営は同協会が実施するが、情報発信や、事前の打合せを実施するなど、適宜、支援を行うこと。
- ・本運動公園の他の運動施設におけるにおけるスポーツ推進や健康増進に係る事業の実施状況を踏まえて計画すること。

1 4 提案事業・自主事業実施業務の要求水準

(1) 提案事業

①対象範囲・内容

- ・事業者は、本施設を有効活用した提案事業を、独立採算で本施設の運営・維持管理に支障のない範囲で実施すること。
- ・提案事業は、運動施設である本施設の設置目的に合致したスポーツ推進や、健康増進、市民等の交流促進に資するものとし、物販や自販機設置、レンタル等は自主事業となる。

②要求水準

- ・提案事業は独立採算として実施することとし、提案事業の実施に必要な経費（維持管理・運営にかかる経費（光熱水費含む））は全て事業者の負担とする（プールエリア・共用エリアを使用するものに関しては、施設設備の維持管理に係る費用・光熱水費は市の負担となるが、該当の提案事業を実施するための費用が高額の場合はその限りではない）。
- ・提案事業の実施にあたって、事業者が市に支払う本施設の使用料の支払いは発生しない。
- ・本施設の有効活用、集客力・魅力・利便性向上等に資するものとして実施すること。
- ・実施することにより、利用促進や利用者の一層の健康増進が期待されるもので、本事業の事業計画に過度の影響を与えないものとする。
- ・提案事業の実施内容は、事業者の提案によるものとする。事業者は、あらかじめ事業期間における提案事業の実施方針を作成し、市へ提出する。また、毎事業年度の業務計画書に提案事業の実施計画（収支計画を含むもの）を記載するとともに、提案事業の実施段階において、市へ事業計画を提出し、承認を得るものとする。
- ・提案事業において発生すると想定されるリスクは本施設の運営・維持管理に影響を及ぼさないこととし、提案事業に起因するリスクを自らの責任において負担すること。
- ・プールエリアで実施する有料プログラムは、会員制のものは不可とし、都度払いのみ（回数券の取り扱い可）とすること。また、スイミングスクール（泳力向上を目的としたプログラム）は、初心者向けの導入的、短期間なものに限る。

(2) 自主事業（収益事業）

①対象範囲・内容

- ・事業者は、本施設の利用者の利便性向上や、本施設の収益性向上を目的とした自主事業を独立採算で本施設の運営・維持管理に支障のない範囲で実施すること。

②要求水準

- ・自主事業は独立採算として実施することとし、自主事業の実施に必要な経費（維持管理・運営にかかる経費（光熱水費含む））は全て事業者の負担とする。
- ・提案事業の実施にあたって、事業者が市に支払う本施設の使用料の支払いは発生しない。
- ・本施設の有効活用、集客力・魅力・利便性向上等に資するものとして実施すること。
- ・実施することにより、利用促進や利用者の一層の健康増進が期待されるもので、本事業の事業計画

に過度の影響を与えないものとする。

- ・自主事業の実施内容は、事業者の提案によるものとする。事業者は、あらかじめ事業期間における自主事業の実施方針を作成し、市へ提出する。また、毎事業年度の業務計画書に提案事業の実施計画（収支計画を含むもの）を記載するとともに、自主事業の実施段階において、市へ事業計画を提出し、承認を得るものとする。
- ・自主事業において発生すると想定されるリスクは本施設の運営・維持管理に影響を及ぼさないこととし、提案事業に起因するリスクを自らの責任において負担すること。
- ・飲食店営業許可が必要となる場合は、事業者が取得すること。

15 統括管理（プロジェクトマネジメント等）業務の要求水準

（1）事業全体の統括管理

- ・事業者は、本事業における全ての業務を一元的に統括管理し、市との連絡・調整及び各業務責任者間の調整等を行う統括管理責任者を1名配置すること。なお、統括管理責任者は、他の業務責任者を兼ねることができる。また、必要に応じて事業期間中に交代することができる。
- ・統括管理責任者は、各業務の計画書、各業務の報告書、セルフモニタリング実施計画書、セルフモニタリング結果報告書を市に提出すること。
- ・市からの連絡窓口を明確化した上で、問題発生時においては迅速かつ適切な対応を行うこと。

（2）市によるモニタリング・事業者によるセルフモニタリング

- ・市は、事業者が行う各業務の内容が仕様書等の内容及び提案内容を達成しているか確認する。
- ・具体的なモニタリング項目及び内容については、事業者が提出する各業務計画書を基に市と事業者が協議の上、モニタリング実施計画書を策定し、内容を確定する。市は、モニタリング実施計画書に基づき、モニタリングを実施する。
- ・事業者は、本事業の内容を自らが確認及び管理するセルフモニタリングを実施するものとし、仕様書及び提案内容に基づき、確認項目、時期及び確認方法等を示したセルフモニタリング実施計画書に基づき、セルフモニタリングを実施し、結果を市に提出する。
- ・建設業務完了時の完成検査は、下記のとおりとする。

<建設業務完了の完成検査>

事業方式によっては、事業者が建築主となることが想定されるが、その場合には、市と事業者が協議の上で、事業方式にあわせて内容を変更する場合がある。

ア 事業者による完成検査

- ・事業者は、自らの責任及び費用において、完成検査及び設備等の試運転を実施すること。
- ・完成検査及び設備等の試運転の実施については、それらの実施日の7日前までに市に書面で通知すること。
- ・市は、事業者が実施する完成検査及び設備等の試運転に立ち会うことができる。
- ・事業者は、市に対して完成検査及び設備等の試運転の結果を検査済証やその他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。

イ 市の完成確認

- ・市は、事業者による前項の完成検査及び設備等の試運転の終了後、施設等について、事業者の立会いの下で、市が承認した設計図書との照合により実施する。

ウ 完成図書の提出

- ・事業者は、市による完成確認の通知に必要な図書を市に提出すること。

エ 完成確認後の手続

- ・事業者は、市による完成確認後、建築基準法第 18 条第 18 項に規定する検査済証、引継書を遅滞なく市に提出すること。

(3) 保険

- ・事業者は、建設工事保険や第三者賠償責任保険などの必要と考えられる保険を、提案をした上で、自らの負担により加入すること。
- ・事業者は、加入した保険の内容を市に報告すること。

(4) 施設整備に係る瑕疵担保責任

- ・建物の瑕疵担保期間は 2 年間とする。ただし、当該瑕疵が事業者の故意又は重大な過失により生じた場合には、本市が請求を行うことができる期間は 10 年間とする。また、建設設備の機器の瑕疵担保期間は 2 年間とする。各種防水に関する保証は 10 年間とする。

16 本事業実施にあたってのその他の要求水準

本事業の実施にあたっては、以下の各種計画等を踏まえるとともに、独自の創意工夫に努めること。

市の社会・経済の貢献について、特に、市内事業者の活用・育成や市内調達率の向上等に努めること。施設整備段階だけに限らず、運営・維持管理段階においても幅広い視点で市内事業者の活用・育成を計画して実施すること。また、市内産材の活用促進の観点から、積極的に竹の集成材等の活用にも努めること。

- ・SDGs（持続可能な開発目標）
- ・桑名市総合計画（後期基本計画）
- ・桑名市公共施設等総合管理計画
- ・桑名市公共施設等総合管理計画第1次アクションプラン
- ・桑名市公共施設個別計画ガイドライン
- ・桑名市国土強靱化地域計画
- ・桑名市地域防災計画
- ・桑名市業務継続計画
- ・桑名市行政改革大綱
- ・桑名市都市計画マスタープラン
- ・桑名市地域創造プロジェクト（案）
- ・桑名市デジタルファースト宣言
- ・桑名市ゼロカーボンシティ宣言
- ・公共施設等への再生可能エネルギー設備導入方針（桑名市）
- ・Society5.0に向けた国等の取り組み
- ・DX（デジタルトランスフォーメーション）に向けた国等の取り組み

17 本施設と相乗効果が見込める独創的な自由提案の要求水準

※必須提案・本事業とは別に実施

(1) 対象範囲・内容

- ・民間事業者ならではの発想で、本事業と相乗効果が見込める独創的な自由提案を募集する（最大3テーマ）。
- ・市としては、市民へのサービス向上や、賑わい創出、市や本運動公園等の課題解決、市の財政負担軽減につながる提案を想定しているが、応募者の自由な発想による新しいアイデアや、独創的な提案（ユニークな発想）を期待している。また、本施設と相乗効果が見込めれば本運動公園内で実施するものに限らない。
- ・事業者からの提案内容に基づき、実現性や継続性、安定性のほか、事業効果や、財政負担などを市が総合的に評価した上で、市が事業実施の有無を決定する。
- ・法的手続きが必要な場合は、提案内容に準じた手続きを経ることを条件とする。
- ・自由提案の内容が、本事業とは別に改めて公募となった場合に限り、事業化となった「自由提案に基づく事業」の公募の際において、事業者が応募する際に評価点の10%を上限としてインセンティブとして付与する。

(2) 要求水準

- ・本プロポーザルでは、詳細な実施計画の提案を求めるものでないが、実現可能性のあるものとし、また、事業者自ら（構成員のうち何れかの場合を含む）が実施できるもののみを提案すること。
- ・提案にあたっては、市等が得られる具体的な効果を明示すること。金銭的な効果が見込まれる場合にはその効果を定量的に明示すること。
- ・市の財政負担が伴う計画の場合には、市の財政負担額も明示すること。
- ・提案内容は、応募者が本事業の実施事業者になることを通じて、本事業と何等かの相乗効果が発揮できるもの限り、それ以外の提案は評価対象としない。提案にあたっては、相乗効果の内容・度合を具体的に提案すること。
- ・供用開始時期について本事業開始と異なる場合は開始時期を明確にすること。
- ・都市公園法等の関係法令や条例の基準を満たすもの限り、本運動公園や本施設、既存施設に悪影響を与える内容は計画することができない。
- ・本事業とは別に実施するため、事業者の収支計画（収入・支出ともに）には含めることができない。